



獨立行政法人  
**環境再生保全機構**  
Environmental Restoration and Conservation Agency



2024 年度 事業報告書

# ERCA 2024

## 編集方針

本報告書は独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）の業務運営の全体像を簡潔に説明するものとして作成した法定書類です。「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を踏まえ、国民の皆様やステークホルダーの皆様への有用な情報を提供し、ERCAに対するご理解を深めていただくことを目的としています。

また本報告書は、環境省「環境報告ガイドライン2018年度版」及び「環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）」を踏まえ、ERCAの環境配慮に関する考え方と活動状況を報告する環境報告書として位置付けています。環境配慮の取組を振り返り、活動の改善や取組の更なる向上に役立てることを目的としています。

## 報告の範囲

報告の対象期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までですが、必要に応じて当該期間の前後に関する記述も含まれています。なお、記載データ等のうち、時点日付の記載がないものは、2025年3月31日時点の情報です。年（年度）の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用しています。

## 将来の見通しに関する特記

本事業報告書は見通しに関する記述が含まれています。これらの記述は、本書作成時点の判断に基づくものであり、リスクや不確定要素を含んでいます。今後様々な要因により、これらの見通しとは大きく異なる可能性があることをご承知置きください。



独立行政法人環境再生保全機構は、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



# 目次

理事長メッセージ	3
理事長の理念及び運営上の方針及び戦略	5
法人の目的及び業務内容	6
沿革	7
価値創造ストーリー	9
国の政策における法人の位置付けと役割・中期目標の概要	11
中期計画及び年度計画の概要	13
内部統制の運用状況	14
持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
● 純資産の状況、財源の状況	16
● 環境配慮の取組	17
● 社会連携・社会貢献	23
● ステークホルダーとの対話	24
● 人材戦略	25
● ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン	26
業務運営上の課題・リスク及びその対応策	27
トピックス	29
業務の適正な評価の前提情報	
● 熱中症対策業務	31
● 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)	33
● 環境保全研究・技術開発業務	35
● 地球環境基金事業	37
● PCB 廃棄物処理助成業務	39
● 最終処分場維持管理積立金管理業務、債権管理回収業務	40
● 公害健康被害補償業務	41
● 公害健康被害予防事業	43
● 石綿健康被害救済業務	45
● 事業スキーム	47
業務の成果と使用した資源との対比	48
予算及び決算の概要	50
財務諸表の要約	51
財務状態及び運営状況の理事長による説明	53
法人の基本情報・参考	54



# ウェルビーイングの 実現に向けて 共に描く将来像

独立行政法人環境再生保全機構  
理事長 飯塚 智



## 2024年度を振り返って

2024年度の事業報告書をご覧ください、誠にありがとうございます。ERCAは2024年4月に創立20周年を迎え、同時に第5期中期目標期間がスタートしました。その初年度も、皆様のご支援とご協力により、多くの成果を上げることができました。心より感謝申し上げます。

5月には、環境省において第六次環境基本計画が策定され、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」が目的に掲げられました。環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく環境行政に対して、社会の期待はますます高まっております。一方で、残念ながら昨年も気候変動の影響が顕著に現れました。世界全体の気温が産業革命以前と比べて1.55℃上昇し、観測史上最も暑い年でした。我が国でも2年連続で観測史上1位の記録的な猛暑となり、熱中症による死者数は初めて二千人を超えるなど、深刻な状況となっています。

こうした中、ERCAでは気候変動適応策の一翼を担うべく、熱中症対策業務を開始。熱中症警戒アラート等に関する情報の整理・分析や地方公共団体における熱中症対策の

取組への支援等を行っております。また、4月にいわゆる地域生物多様性増進法が成立したことに伴い、ERCAが新たにネイチャーポジティブ（自然再興）分野に業務進出することとなり、準備体制を発足させました。

9月には公害健康被害補償法の施行から50周年を迎えました。この制度は大気汚染等により健康被害を受けた人々に補償するために1974年に始まったものであり、ERCAの原点でもあります。補償給付に必要な費用をばい煙発生施設設置者等から徴収し、公害健康被害発生地域の都府県等に納付する業務を、公害健康被害補償予防協会から引き継ぎ、ERCAが担ってきました。制度発足当初は多くの方が認定され、ピーク時の1988年には認定患者数が11万人を超えていました。その後、大気汚染の状況が改善し、法改正がなされ、新たな患者の認定はなくなりましたが、現在でも慢性気管支炎などの指定疾病に罹患した約2.6万人の認定患者へ補償を行っています。今後も環境行政の不変の原点である本制度を適切に運用するとともに、健康被害予防事業の効果的な展開を図り、地域住民の健康と生活を守る取組を続けてまいります。



## ■ 循環経済・自然再興

環境保健分野において歴史と強みを持つERCAですが、近年はサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現にも取り組んでいます。内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにおいて、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の研究推進法人を担い、3年目を迎えました。このプロジェクトでは、プラスチック情報流通プラットフォームの構築、プラスチックの動静脈連携に必要な技術開発、再生材の保証・認定に繋がるデータ仕様検討などについて、企業や研究機関と協働して研究開発を進めており、高い評価を得ております。

2025年度からはネイチャーポジティブにも領域を広げ、地域生物多様性増進法に基づき、生物多様性の維持等

に資する活動計画の認定事務や各地の活動の質の向上を支援します。企業や地方公共団体が行う生物多様性増進活動実施計画等を「自然共生サイト」として認定するとともに、生物多様性増進に関する普及啓発や活動者と有識者のマッチング等を進め、生物多様性を維持・回復・創出する活動の促進を図ります。

既に多くの企業等から関心が寄せられ、ネイチャーポジティブに向けた動きが広がろうとしています。ERCAは本業務を通じて、OECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）の拡大に繋げ、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の達成に貢献していく考えです。

## ■ 人材確保・業務改革

このように業務領域が拡大する中でも、環境分野の政策実施機関として高い業務品質を保つには、人材の確保・育成や不断の業務改善が重要です。

2024年度は、専門人材の確保等について今中期目標期間における戦略やプロセス体系を明確化するため、人材の確保・育成に関する方針を策定しました。また、限られたリソースを活用して効果的・効率的に業務を行うため、組

織横断的な業務改革チームを立ち上げ、ボトムアップで様々な効率化や職場環境改善の取組を進めています。加えて、情報システム基盤の更改に合わせて新たなデジタルツールを導入し、コミュニケーションの利便性を高め、職員のワークライフバランス向上にも寄与しています。今後は、生成AIの活用や業務プロセスの自動化なども含めて、取組を継続してまいります。

## ■ 将来像に向けて

地球環境は厳しさを増しており、多様化・複雑化する環境課題に直面する中、野心的な政策目標の達成に向けて、ERCAの果たすべき役割はますます広がり、期待も高まるでしょう。ERCAが国民や政府等から期待される姿、そして我々自身でありたい姿、「将来像」をしっかりと描き、その実現に向けて必要なスペシャリティを磨いていく考え

です。

今後も私たちERCAは、国民や様々なパートナーの皆さんのニーズに寄り添い、社会の変化に的確に対応して、環境視点で存在感を発揮していく所存ですので、引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。



## ■ 経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

## ■ 経営方針

- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。
- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。

## ■ 行動指針

### 機構の使命を果たすための行動

- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

### 業務に取り組む姿勢

- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

### シンボルマーク



#### デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

#### シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。



Environmental  
Restoration and  
Conservation  
Agency



## ■ 法人の目的 (パーパス)

### 現在・将来の国民の健康で文化的な生活を確保、人類の福祉に貢献する

独立行政法人環境再生保全機構は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発、熱中症対策に関する情報の整理、地域生物多様性増進活動の促進等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(独立行政法人環境再生保全機構法(以降、「機構法」と表記する) 第3条) ※

※ 2025年4月1日施行

## ■ 業務内容 (ミッション)

### 良好な環境の創出と健全で豊かな環境の保全を図る

熱中症対策業務	熱中症対策を推進するため、熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理・分析や地域における熱中症対策推進に関する情報の提供等を行う業務	
ネイチャーポジティブ推進業務	地域生物多様性増進活動の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに自然共生サイトの認定等にかかる業務*	
環境保全研究・技術開発業務	環境政策貢献型の競争的研究費である環境研究総合推進費の配分、戦略的イノベーション創造プログラムの研究管理等を行う業務	
地球環境基金事業	民間団体が行う環境保全活動に対する助成金の交付及び活動の振興にかかる調査研究、研修、情報提供を行う事業	
PCB廃棄物処理助成業務	中小企業が保管するPCB廃棄物を適正に処理するため、処理費用軽減にかかる助成金を交付する業務	
最終処分場維持管理積立金管理業務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者が積み立てる維持管理積立金を管理する業務	
公害健康被害補償業務	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、納付義務者から汚染負荷量賦課金を徴収し、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を行う地方公共団体に納付する業務	
公害健康被害予防事業	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ぜん息等の発症予防、健康回復に資する調査研究、知識の普及、研修及び予防事業を実施する地方公共団体に助成金を交付する事業	
石綿健康被害救済業務	石綿健康被害の救済に関する法律に基づき、中皮腫など石綿による健康被害者を認定し、医療費等の救済給付を支給する業務	
債権管理回収業務	旧環境事業団から承継した債権の管理回収を行う業務	

※ 2025年4月1日施行



## 私たちのあゆみ 私たちは変化する環境問題に常に向き合ってきました

### 1950～1960年代

#### 公害問題の深刻化への対応

私たちのあゆみは、深刻化する公害問題への対応からスタートしました。我が国では1950年代から高度経済成長期に入り、工業化や都市化が進み国民の生活水準が向上した半面、公害による生活環境の悪化が深刻な社会問題となりました。

工場排水や大気汚染が原因で、水俣病、四日市ぜん息、イタイイタイ病といった健康被害も相次いで発生しました。

こうした中、1965年ERCAの前身である公害防止事業団が設立され、産業集中地域の公害防止を促進するため、工業地域と住宅地域を分離する緩衝緑地(グリーンベルト)や住工混在地域の解消を目的とした工業団地の整備を行う建設譲渡事業、公害防止設備導入資金の貸付事業などの業務を開始しました。

その後1967年公害対策を総合的計画的に推進するため、公害対策基本法が制定され、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法が制定されるなど公害関係の法律が定められ、国の公害対策は強化されていきました。

公害対策基本法に基づき環境基準が設定され、各地で公害防止計画が策定されたほか、公害紛争処理制度や被害者救済のための公害健康被害者救済特別措置法(旧救済法)も制定されました。

### 1970～1980年代

#### 公害問題の克服・都市生活型公害への対応

1970年代に入ると、公害問題を克服するため様々な対策が取られました。1970年には公害問題の議論が集中して行われた公害国会が開催され、公害関係の14法が制定されました。そして翌1971年には公害関係法を総合的に推進運用するため、環境庁が新設されました。また1972年四日市公害裁判の判決により企業側の責任が認められたことを契機として1973年には公害健康被害補償法が制定され、翌年同法の施行を受けERCAの前身である公害健康被害補償協会が業務を開始しました。

1980年代に入ると、石油ショック後の省資源・省エネルギーへの取組が進み、産業公害型の大気汚染が減少する一方で、都市・生活型の大気汚染が増加していきました。

こうした大気汚染の状態の変化を受けて1987年には公害健康被害補償法が改正され、翌年第一種指定地域が解除されるとともに、公害健康被害予防事業が開始されました。

公害問題や環境問題は1970年代から世界的に表面化し、1972年に国連人間環境会議が開かれ、国際的な議論が活発になっていきました。1987年には、国連環境と開発に関する世界委員会により「持続可能な開発」の概念が提唱され、地球環境問題がこの頃から活発に議論されるようになっていきました。

## 1965

### 公害防止事業団

#### 1965年

公害防止事業団設立  
建設譲渡事業、貸付事業開始

### 1974

#### 公害健康被害補償協会

#### 1974年

公害健康被害補償協会設立  
公害健康被害補償業務開始

#### 公害健康被害補償予防協会

#### 1988年

公害健康被害補償法第一種地域指定解除  
公害健康被害補償協会が  
公害健康被害補償予防協会に改称  
公害健康被害予防事業開始



## 1990～2000年代

### 地球環境問題・廃棄物問題への対応

1993年環境基本法が制定され、地球環境問題、廃棄物問題など国の環境政策は大きく変化しました。1992年にはブラジルで国連地球サミットが開催、1997年には気候変動枠組条約京都会議が開催され、翌年には地球温暖化対策推進法が制定されるなど地球温暖化対策が本格化することとなりました。

また廃棄物対策も強化されました。1980年代後半からのバブル景気の消費生産の活発化により廃棄物が増加し、最終処分場の逼迫や不法投棄が社会問題化しました。対策として各種リサイクル法が制定されたほか、2000年循環型社会形成推進基本法が制定されました。こうした中、公害防止事業団は環境事業団に名称を改め、業務の幅を広げていきました。

1993年に地球環境基金事業、1998年維持管理積立金管理業務が開始され、2001年にPCB廃棄物の処理業務も開始しました。

そして2004年、数々の環境問題に対応してきた前身法人を引継ぎ、私たちは独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)として再スタートしました。また翌年には潜伏期間が30～40年と言われるアスベストによる健康被害が社会問題化し、これに対応するため2006年に石綿健康被害救済制度が創設され、認定等の業務をERCAが行うこととなりました。

## 2010～2020年代

### 複雑化する環境経済社会課題への対応

2011年東日本大震災が発生し、除染や原子力規制など我が国の環境行政は大きな課題を抱えました。その一方で2010年代から世界では人類の生存にかかる地球規模の課題への対応が加速しました。2015年には国連で持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、同年気候変動枠組条約パリ協定が採択されたことにより、これらが世界共通の課題として取り組まれることになりました。このような中、2016年には環境政策貢献型の競争的研究費である環境研究総合推進費業務が環境省から移管され、また2023年から内閣府戦略的イノベーション創造プログラムの研究推進法人に指定され、ERCAは研究推進を通じて、環境経済社会課題の解決に取り組むこととなりました。

2020年代に入ると炭素中立、循環経済、自然再興の実現が政策課題となり、現在これらの取組が活発化しています。

世界各地で気候変動の影響は深刻化しており、その対応は喫緊の課題となっています。地球温暖化の進行に伴い極端な高温の頻度と強度が増加することが予想されており、こうした状況に対応するため2023年4月に気候変動適応法等が改正され、ERCAは2024年度から熱中症対策の推進に取り組むこととなりました。

また、2022年12月に「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国では2023年3月に生物多様性国家戦略を改定し、「30by30」の目標を掲げました。2024年4月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が制定され、ERCAは2025年度からネイチャーポジティブの推進に取り組むこととなりました。

## 2004

### 環境事業団

### 独立行政法人環境再生保全機構

**1992年**  
公害防止事業団が環境事業団に改称

**1993年**  
地球環境基金事業開始

**1998年**  
最終処分場維持管理積立金管理業務開始

**2001年**  
PCB廃棄物処理助成業務開始

**2004年**  
独立行政法人環境再生保全機構設立

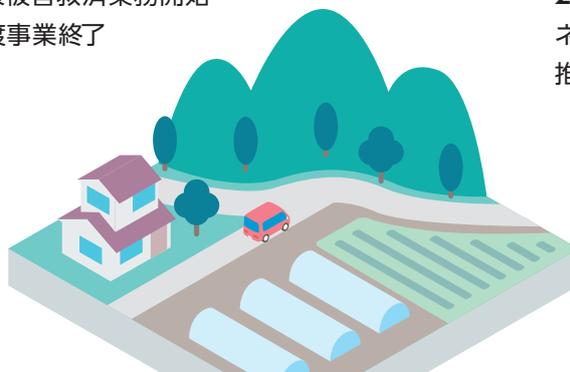
**2006年**  
石綿健康被害救済業務開始  
建設譲渡事業終了

**2016年**  
環境研究総合推進費業務開始

**2023年**  
戦略的イノベーション創造プログラム研究推進法人指定

**2024年**  
熱中症対策業務開始

**2025年**  
ネイチャーポジティブ推進業務開始



## いのち・暮らし・つながる・みらい

### 複合的な社会課題

気候変動	生物多様性の損失
熱中症の増加	大量生産・消費・廃棄
感染症の流行	世界情勢の不確実性の高まり
災害の激甚化	脱炭素化の加速
少子高齢化	デジタル化の加速

カーボンニュートラル  
サーキュラーエコノミー の同時達成  
ネイチャーポジティブ

### 創出する 社会的価値

公害健康被害者の公正な保護  
ぜん息・COPDの発症予防、健康回復  
石綿健康被害者の医療の受けやすさ

### 事業ドメイン 提供するサービス (P31 ~ P46)

公害健康被害補償業務	賦課金申告率 <b>99.8%</b>
	賦課金収納率 <b>99.9%</b>
公害健康被害予防事業	事業従事者研修の上位評価 <b>96.8%<sup>※1</sup></b>
石綿健康被害救済業務	認定等までの平均日数 <b>111日</b>

### ERCAのビジネスモデル

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (P26)

環境配慮の取組 (P17)

ガバナンス・内部統制 (P14)

社会連携・社会貢献 (P23)

リスク管理 (P27)

社会的価値の創出  
社会課題への対応

### ERCAの基盤

### ステークホルダー

ばい煙発生施設等設置者	約 <b>8,100</b> 事業者
公害健康被害予防事業参加者 (ソフト3事業) <sup>※2</sup>	延べ約 <b>10</b> 万人
石綿健康被害救済法認定件数 (累計)	延べ約 <b>2</b> 万人
地球環境基金助成活動件数	<b>163</b> 件
環境研究総合推進費実施課題数	<b>177</b> 件
先進的な熱中症対策に取り組むモデル自治体	<b>9</b> 自治体

基金・預  
収入額

(注) 上記記載データは2024年度末実績である。

※1 令和6年度研修受講者アンケートの結果5段階評価で上位2段階までの評価をした割合 ※2 健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業 ※3 政府出資金、資本剰余金、石綿健康被害救済基金預り金、PCB廃棄物処理基金預り金、預り維持管理積立金、納付財源引当金 ※4 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費の合計額 ※5 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査業務、ソフト3事業参加者の行動変容ありの割合 ※6 令和6年度石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果「医療手帳の交付を受けて、以前よりも医療を受けやすくなりましたか」の間に「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合

# 人々が幸せに生きる サステナブルな未来へ

## 目指す姿

ウェルビーイング  
& インクルージョン

サステナビリティ  
& レジリエンス

ERCAの将来像

SDGs政策実施機関

補償給付費等 **299** 億円<sup>※4</sup>  
事業参加者の行動変容 **88.6%**<sup>※5</sup>  
受けやすさ満足度 **82%**<sup>※6</sup>

環境保全活動の自発的な活動継続  
研究成果の社会実装  
熱中症対策研修  
PCB廃棄物の期限内無害化処理の促進  
埋め立て後の最終処分場の管理継続

実質の活動継続率 **98.2%**<sup>※9</sup>  
政策反映率 **70.2%**<sup>※10</sup>  
受講者の理解度 **96.7%**  
無害化処理重量 **172t**  
積立金払渡し **19** 億円



地球環境基金事業  
環境保全研究・技術開発業務  
熱中症対策業務  
PCB廃棄物処理助成業務  
最終処分場維持管理積立金管理業務

事後評価平均点 **7.9** 点<sup>※7</sup>  
事後評価上位評価割合 **96.0%**<sup>※8</sup>  
熱中症対策研修 延べ **1,281** 名の参加  
処理費用助成額 **2** 億円  
積立金 **76** 億円

社会課題に対処し  
新しい価値創造

- ・環境政策のパートナー
- ・新たな事業展開への挑戦

与えられたミッションを  
着実に実施

- ・政策実施機関（エージェント）
- ・専門性の強化

人づくり  
脱炭素化 デジタル化

財務管理力 顧客対応力  
連携協働力  
マネジメント支援力

財務資本  
現金等の資産  
約 **3,000** 億円<sup>※3</sup>  
約 **458** 億円

人的資本  
常勤職員 **159** 名  
公害健康被害予防事業  
人材バンク登録者  
**118** 名

社会関係資本  
石綿関連疾患診断医療機関 **2,196** 病院  
環境省地方EPO<sup>※11</sup>との協働取組 **8** 団体

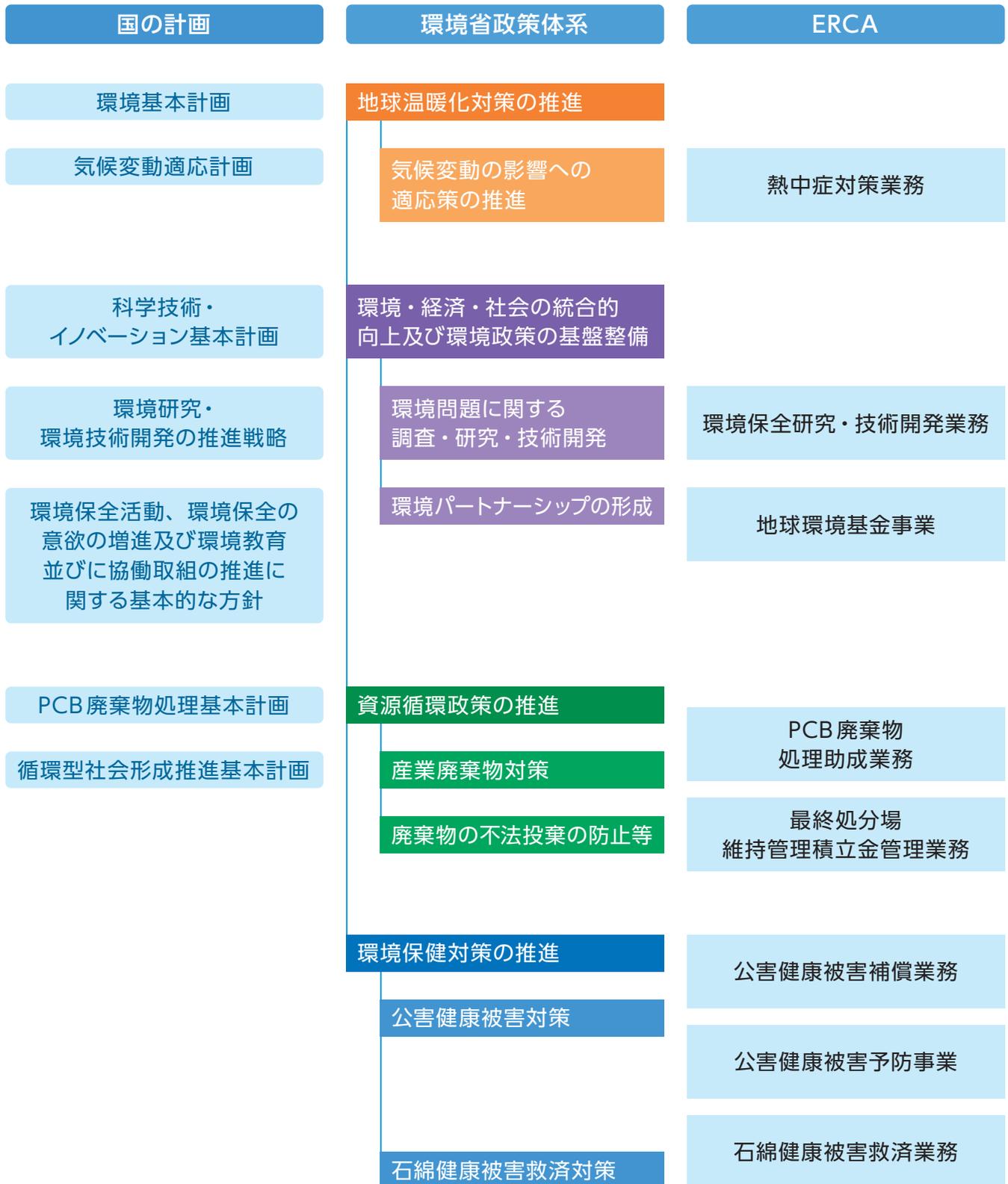


※7 外部有識者による事後評価10点満点中の平均点 ※8 外部有識者による事後評価5段階中上位2段階の評価を獲得した割合 ※9 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2024年度）「活動継続している」回答割合 ※10 2021年度に終了した課題のうち環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込を含む）割合 ※11 環境省地方環境パートナーシップオフィス



## 政策体系における ERCA の位置づけと役割

環境省の政策体系は地球温暖化対策の推進などの柱から構成されていますが、環境省の政策体系と ERCA の各業務の対応関係、関連する主な政府方針は次のとおりです。ERCA は、中期目標管理法として主務大臣から指示された中期目標に基づき、中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けることとされています。



# 第5期中期目標

第5期中期目標		
政策体系における法人の位置付け及び役割	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	
<p>我が国では、気候変動や生物多様性の損失等の地球環境の悪化が危機的状況にあり、経済・社会にも大きな影響を与える問題となっている。これらの社会課題に対し、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向け、統合的に取組を推進することを通じて、持続可能な新たな成長を実現していくことが必要である。また、引き続き公害の防止や健康被害の補償・救済といった基盤的取組を着実に進め、人の命と環境を守る環境政策の不変の原点を追求していくことも重要である。</p> <p>このような状況において、ERCAは①これまで業務を適切に実施し、多様なステークホルダーと連携協働して成果を向上させてきたこと、②次世代の環境保全を担う若手の育成、研修等による専門的な人材育成を行ってきたこと、③丁寧かつ正確な対応を行い、国民からの信頼を獲得してきたことを強みとして最大限に活かし、環境政策が置かれた状況の変化、地域における社会課題解決に向けたニーズの高まりを念頭に置きつつ、各業務の背景にある経緯や努力の方向性等を十分に認識し、その役割を果たしていくことが求められる。</p> <p>環境政策は急速に変化しており、人類の直面する危機を克服すべく、持続可能な循環共生型の社会を構築していこうとしている。ERCAは、環境省のパートナーとして、公害健康被害の補償をはじめとする人の命と環境を守る基盤的取組に加え、環境政策の野心的な目標に対しても積極的な役割を果たしていくことを目指して、複雑化する社会の変化や求められる役割の変化に対応し、環境・経済・社会の複合的な課題解決とSDGsの実現に貢献する組織となることが、今後の課題であると考えます。</p>	<p><b>熱中症対策業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○熱中症警戒情報の的確性の向上</li> <li>○地方公共団体における熱中症対策の体制を設けた割合の増加に向けた支援：第5期中に都道府県100%、市区町村80%以上が体制整備</li> <li>○熱中症対策の研修受講者の理解促進：第5期中に90%以上が理解</li> </ul> <p><b>環境研究総合推進費業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○SIPの戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標で設定したサブ課題ごとのKPIを参考設定した目標の達成</li> <li>○外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合平均93%以上</li> <li>○応募件数：平均319件以上/年</li> <li>○研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果の社会実装率：平均68%以上</li> </ul> <p><b>地球環境基金事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○助成終了1年以上経過後の活動継続率：第4期実績（平均92%）を踏まえ高水準</li> <li>○助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：（10点満点中）平均7.8点以上</li> <li>○環境ユースネットワーク事業への参加者数：平均値471.5人以上</li> </ul> <p><b>PCB廃棄物処理助成業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○透明性・公平性を確保した確実かつ適正な制度運営</li> </ul> <p><b>最終処分場維持管理積立金管理業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○透明性・公平性を確保した確実かつ適正な制度運営</li> </ul> <p><b>公害健康被害補償業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度99%以上</li> <li>○地方公共団体が行う補償給付等に必要の費用の納付及び適切性・効率性の確保</li> </ul> <p><b>公害健康被害予防事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハビリテーションに係る調査研究の採択課題の割合：平均28.5%以上</li> <li>○調査研究の外部有識者評価：（5段階中）3.5以上</li> <li>○事業従事者・comedicalスタッフ向けの研修受講者数：第4期実績（平均823人/年）を維持</li> <li>○ステークホルダーと協働した事業への支援による効果的な助成事業の実施</li> </ul> <p><b>石綿健康被害救済業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被認定者の医療の受けやすさに関する満足度：（「受けやすくなった」回答）平均82%以上</li> <li>○認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：第5期中に平均131日</li> </ul>	
		II. 業務運営の効率化に関する事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○経費の効率化</li> <li>○調達合理化</li> <li>○給与水準の適正化</li> <li>○情報システムの整備及び管理</li> </ul>
		III. 財務内容の改善に関する事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○財務運営の適正化</li> <li>○基金の運用等</li> </ul>
		IV. その他業務運営に関する重要事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化</li> <li>○内部統制の強化</li> <li>○情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等</li> </ul>

詳細は第5期中期目標、中期計画、年度計画 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。



## 中期計画・年度計画

第5期中期計画と主な指標	2024年度計画と主な指標等
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	
<b>熱中症対策業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症対策に係る情報の整理・分析・検証を行い環境省へ提供</li> <li>熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報を環境省へプッシュ型で提供するためのスキームの構築</li> <li>地方公共団体への情報提供・対策の促進</li> <li>地方公共団体にとって利便性の高い効果的な研修体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年の暑さ指数の収集・整理・分析を行い環境省に年1回以上提供</li> <li>熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報の取得先の調査、特定及び調整を実施</li> <li>地方公共団体における優良事例の創出及び普及</li> <li>全国10か所での対面研修のほかオンライン等による研修の実施</li> </ul>
<b>環境研究総合推進費業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プログラムディレクター (PD) の指導による進捗管理、実施支援などの充実</li> <li>公募説明会の実施、効果的な広報</li> <li>若手研究者採択枠の増、講習会等による若手研究者支援</li> <li>プログラムオフィサー (PO) やERCA職員による情報提供・助言の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PDによるコメント、年4回程度の面談、サイトビジットを通じた進捗管理・実施支援</li> <li>公募説明会を年2回開催、PO及びERCA職員によるオンライン相談会の通年開催、SNS等による広報の実施</li> <li>大学、研究機関、関連学会等への広報の充実</li> <li>各種会合の年1回以上の開催による助言の実施</li> </ul>
<b>地球環境基金事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成終了後の継続性や発展性につながる助成要件の見直し</li> <li>中間支援組織による伴走支援プロジェクトの推進、評価方法の見直し</li> <li>ユース世代を対象とした交流会、発表大会、研修等の実施</li> <li>メディア等との連携による積極的な成果発信による個人・企業からの寄付獲得の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の環境を軸とした社会課題の解決に資する活動への助成に重点化を図り、令和7年度から新たな助成メニューを創設</li> <li>中間支援組織が伴走支援する効果的な方法の枠組みの構築・導入</li> <li>ユースを対象としたセミナー等の開催、ユース・企業・民間団体をつなぐ仕組の構築</li> <li>地域のメディア等が行うSDGsの推進協働企画へ参画</li> </ul>
<b>PCB廃棄物処理助成業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成金交付等の適正な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査状況、助成実施状況の公表</li> </ul>
<b>最終処分場維持管理積立金管理業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>積立金管理の適正な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積立金管理状況の公表</li> </ul>
<b>公害健康被害補償業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ばい煙施設等設置者からの相談等への的確な対応</li> <li>申告・納付の指導及び督促の実施</li> <li>オンライン申告促進等による利便性等の向上</li> <li>地方公共団体への指導調査、公害保健福祉事業の事例情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばい煙施設等設置者からの相談等へのICTを用いた効率的対応</li> <li>申告・納付の指導及び督促の実施</li> <li>オンライン申告促進のため未利用者へのフォロー</li> <li>地方公共団体への指導調査、公害保健福祉事業の事例情報提供</li> </ul>
<b>公害健康被害予防事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者評価の研究者へのフィードバック等</li> <li>事業従事者等向けの研修内容の更新、学会・医療関係団体との連携強化</li> <li>地方公共団体との情報共有、高齢者支援団体との情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者評価の研究者へのフィードバック等</li> <li>研修内容の適宜更新、学会・医療関係団体との連携強化</li> <li>地方公共団体との情報共有、高齢者支援団体との情報交換</li> </ul>
<b>石綿健康被害救済業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>判定申出前の積極的な医学的資料の収集</li> <li>医療機関に対する制度周知による被認定者の医療の受けやすさ向上</li> <li>全国の保健所窓口担当者向け説明会等</li> <li>効果の高い広報媒体による全国規模の広報展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学的判定に必要な資料の整備の早期化</li> <li>医療機関に対するパンフレットの配布、丁寧な制度周知実施</li> <li>説明会のオンライン開催、随時閲覧可能な説明動画の作成</li> <li>ステークホルダーと連携したポスター・チラシ等の配布、全国規模の広報の実施</li> </ul>
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>所要の削減を見込んだ予算作成・効率的執行</li> <li>調達等合理化計画に基づく取組</li> <li>給与水準の検証・適正化と公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要の削減を見込んだ予算作成・効率的執行</li> <li>調達等合理化計画に基づく取組</li> <li>給与水準の検証・適正化と公表</li> </ul>
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な予算編成と資金運用</li> <li>回収困難案件増を踏まえた適切な管理・回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な予算編成と資金運用</li> <li>回収困難案件増を踏まえた適切な管理・回収</li> </ul>
<b>IV. その他業務運営に関する重要事項</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革対応、研修等による人材育成</li> <li>環境配慮の取組、災害対応の取組</li> <li>内部統制基本方針に基づく取組</li> <li>情報システム対策、研修・訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DEI推進、研修等による人材育成</li> <li>環境配慮の取組、災害対応の取組</li> <li>内部統制・リスク管理委員会による取組状況の確認</li> <li>情報セキュリティ対策、研修・訓練の実施</li> </ul>

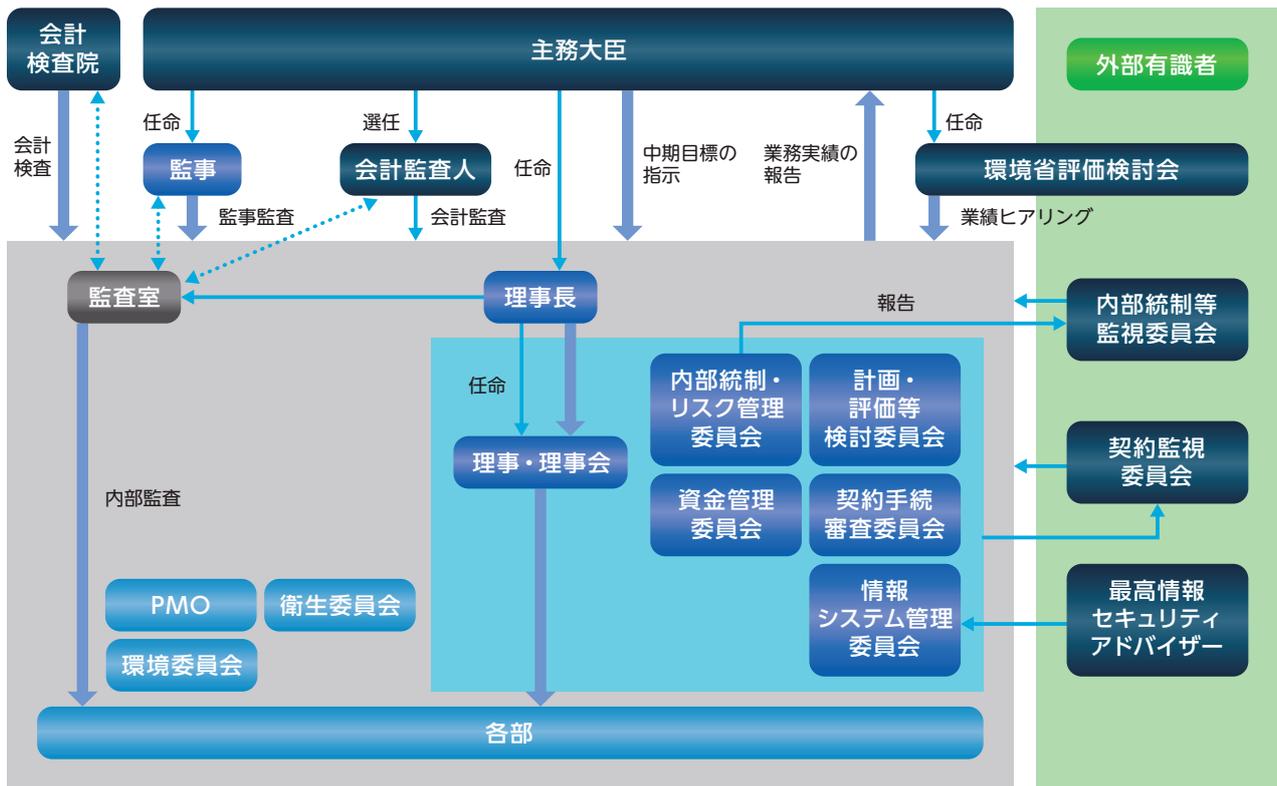
詳細は第5期中期目標、中期計画、年度計画 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。



## ガバナンス・内部統制の状況

独立行政法人通則法に基づき、業務の効率性、透明性の高い経営に取り組んでいます。関係法令を遵守するとともに、経営の重要事項を審議する理事会や各種内部委員会を設置し、業務の適正性を確保する体制を整えています。また、中期目標の達成状況について主務大臣が評価を行い、必要に応じて業務運営等の改善が命じられます。

### ■ ガバナンス体制図



### ■ 内部統制の運用状況

独立行政法人通則法及び業務方法書の規定に基づき、内部統制の推進及びリスク管理に関する規程を整備しているほか、役員を構成員とする内部統制・リスク管理委員会において内部統制の点検や進捗管理を行っています。また、内部統制機能の有効性確認のため、監事や会計監査人の監査、外部有識者で構成する内部統制等監視委員会を設け、定期的第三者による検証を受けています。

### ■ 統制活動

統制活動として、半期に一度、理事長から全職員に対し訓示を行い、経営状況の振り返りや今後の経営の方向性についてメッセージを発出するほか、職員との意見交換会を行い、各業務の課題等について確認しています。また各業務に関連した諮問委員会等へ出席し、外部有識者等からの意見や助言を業務運営に活かしています。さらに理事長直轄の監査室による内部監査において、各業務の課題への対応状況について随時確認を行っています。

このほか内部統制担当理事が職員と個別面談を行い、業務運営上の課題等を把握し、内部統制・リスク管理委員会に報告しています。また、デジタル統括責任者の指示に基づき、PMOが情報システムの全体管理を行っています。

情報セキュリティ体制については、P27～28をご覧ください。



## ■ 役員状況

(2025年3月31日現在)

役職	氏名	任期	経歴
理事長	飯塚 智	2024年4月1日～ 2029年3月31日	東日本電信電話株式会社理事 新潟支店長 東日本電信電話株式会社相互接続推進部長 東日本電信電話株式会社経営企画部 地域循環型ミライ研究所所長
理事	坂田 貴彦	2024年10月1日～ 2026年9月30日	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 専業営業開発部長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 業務品質向上推進部長 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 常務取締役
理事	田中 良典	2024年4月1日～ 2026年3月31日	環境省自然環境局国立公園課長 内閣府政策統括官(原子力防災担当) 付参事官 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課長
理事	福山 賢一	2024年4月1日～ 2026年3月31日	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長 独立行政法人環境再生保全機構環境研究総合推進部長
監事	大下 正	2024年6月26日～ 2028事業年度財務諸表承認日	日本経済団体連合会事務総長付 (経団連事業サービス事務局長)
監事 (非常勤)	生田 美弥子	2019年7月9日～ 2028事業年度財務諸表承認日	弁護士法人北浜法律事務所東京事務所 パートナー弁護士(現職)

## ■ 職員状況

常勤職員159人(前期末比-2) 平均年齢41.7歳(前期末39.7歳)

このうち国からの出向者は9人、民間からの出向者は0人です。また2025年3月31日退職者は3人です。

## ■ 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は17百万円(税抜)であり、非監査業務に基づく報酬はありません。

## ■ 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した施設等 なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充 なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等 なし



## 純資産の状況

### 1. 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	15,955	－	－	15,955
資本金合計	15,955	－	－	15,955

2024年度末の資本金（政府出資金）は、15,955百万円であり、その内訳は公害健康被害補償予防業務勘定6,072百万円、基金勘定9,401百万円及び承継勘定482百万円です。

### 2. 目的積立金の状況

2024年度は、目的積立金の申請を行っておりません。繰越積立金の取崩状況は、公害健康被害補償予防業務勘定、環境保全研究・技術開発勘定及び承継勘定において事業の財源等に充当するため、第4期中期目標期間の繰越積立金を100百万円取り崩しています。

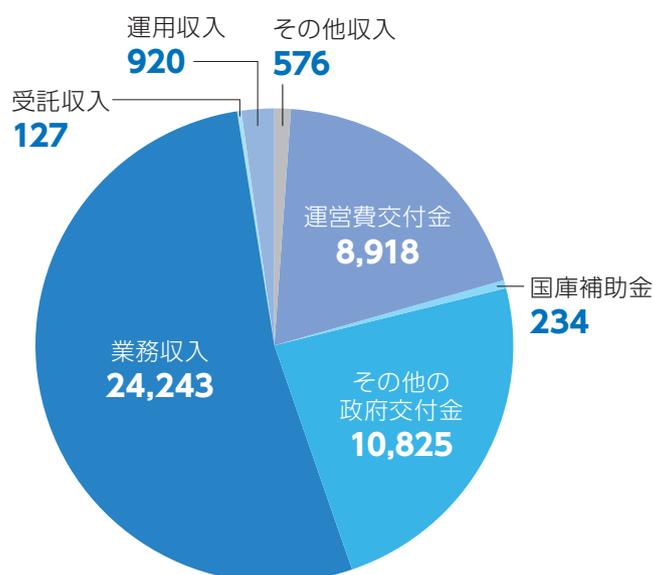
## 財源の状況

### 1. 財源の内訳

2024年度の法人単位の収入決算額は45,844百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
運営費交付金	8,918	19.5
国庫補助金	234	0.5
その他の政府交付金	10,825	23.6
業務収入	24,243	52.9
受託収入	127	0.2
運用収入	920	2.0
その他収入	576	1.3
合計	45,844	100.0



### 2. 自己収入に関する説明

自己収入として、業務収入、運用収入等があります。

収入全体の5割を占める業務収入の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

勘定	概要	金額
公害健康被害補償予防業務勘定	ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金収入	23,125
承継勘定	建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収金等	981
石綿健康被害救済業務勘定	石綿健康被害救済基金造成のための特別事業主からの拠出金	137





## 環境配慮の取組

ERCAは、環境施策の一翼を担う組織として、業務及び日常活動において環境配慮の取組を推進しています。取組の基礎となる方針として、2006年に「環境配慮に関する基本方針」を定め、ERCAの業務運営に伴って発生する環境への影響の削減に努めています。

### 環境配慮に関する基本方針

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

- 1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上  
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- 2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施  
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- 3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定  
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- 4) 日常活動における環境配慮  
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- 5) 社会とのコミュニケーション  
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

## ■ 実施計画

基本方針をもとに「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「実施計画」という。）」において具体的な環境配慮の計画を策定し、職員による環境負荷の少ない業務の方法を模索しています。

対象期間	2030年度まで	
温室効果ガス	電気使用量による温室効果ガス総排出量を2030年度までに2013年度比（基準年）で50%削減	
個別対策に関する目標	電動車の導入	機構は公用車を所有していない。公用車の新規導入については2022年度以降全て電動車とする。
	LED照明の導入	既存設備を含めた機構のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
	再生可能エネルギー電力の調達	賃貸借契約を締結している民間ビルの管理会社と継続的な協議を行い、2030年度までに機構が利用する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。
	用紙の使用量	用紙の使用量を2030年度までに2013年度比で50%以上削減することに向けて努める。
	廃棄物の排出量	廃棄物の排出量について、2030年度までに2013年度比で30%以上削減すること及び廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で増加させないように努める。

詳細はホームページ (<https://www.erca.go.jp/erca/guide/approach/pdf/sakuzyo.pdf>) をご覧ください。

## ■ 事務所における環境配慮

ERCAの業務は事務所での業務のウェイトが高いことから、事務所内での照明等の電力消費量の削減、コピー用紙の使用量削減を通じた省資源、廃棄物の削減等、環境負荷の少ない業務運営に努めています。また、電気使用量の削減量から算出する温室効果ガス排出削減量をERCAが掲げる温室効果ガス削減目標としています。

### 2024年度の実績

	基準値 (2013)	実績値 (2024)	目標値 (2030)
温室効果ガス	151.3t-CO <sub>2</sub>	82.4t-CO <sub>2</sub>	75.7t-CO <sub>2</sub>
	基準値 (2013)	実績値 (2024)	目標値 (2030)
用紙使用量	1,947,000 枚	953,130 枚	973,500 枚
廃棄物排出量	10,078.5kg	6,560.7kg	7,055.0kg
可燃ごみ排出量	451.0kg	675.9kg	451.0kg



### (1) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス削減量は、事務所の照明、コンセント、空調、サーバ室の電力量をCO<sub>2</sub>に換算しています。\*

2024年度の温室効果ガスの排出量は、82.4t-CO<sub>2</sub>で、2013年度比で45.5% (68.9t-CO<sub>2</sub>) の削減を達成しました。

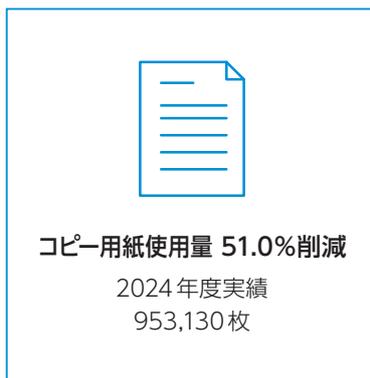
\* CO<sub>2</sub>の削減根拠は、東京電力エナジーパートナー株式会社の基礎排出係数を用いて算出しています。

### (2) 廃棄物排出量

機構で排出される廃棄物は可燃ごみ、ミックスペーパー、段ボール、新聞紙、雑誌、ビン、缶、ペットボトル、発泡スチロール、粗大ごみ、不燃ごみ、蛍光灯、電池等に分類し、可燃ごみ以外はリサイクルとして活用されています。2024年度の廃棄物排出量は6,560.7kgで、2013年度比で34.9%減少、可燃ごみは675.9kgで、2013年度比で49.9%増加となり、目標を達成できませんでした。可燃ごみについては、1人1日当たりの排出量が2013年度は11g、2024年度は13.2gとなっており、基準年比で1人1日当たり2.2g増えている状況であり、削減に向けては職員1人1人の日々の意識が必要となっています。

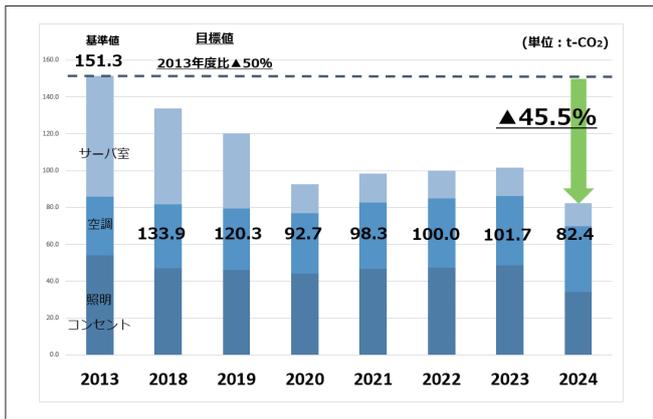
### (3) コピー用紙使用量

2024年度のコピー用紙使用量は953,130枚となり、2013年度比で51.0% (993,870枚) の削減となりました。2024年度は、2022年度から導入された電子決裁システムの利用が浸透したことによりペーパーレス化が進み、前年度よりもさらに使用量を削減することができ、実施計画で「用紙の使用量」に関する目標を達成しました。

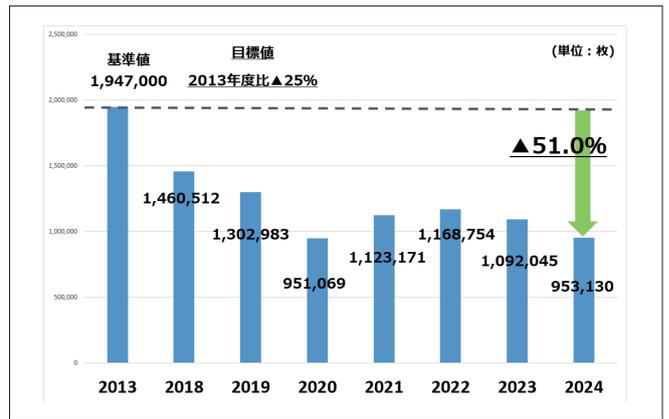


オフィスにおける環境配慮実績

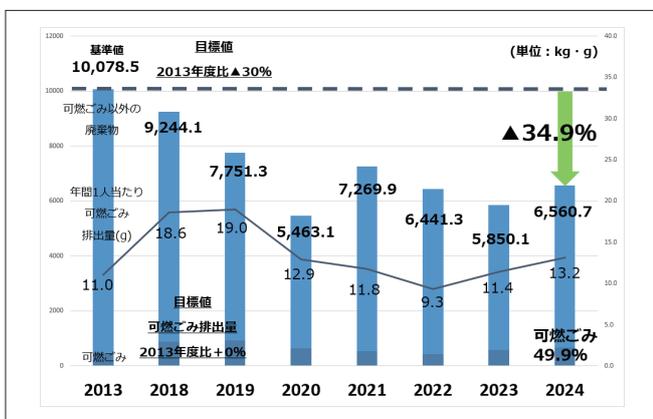




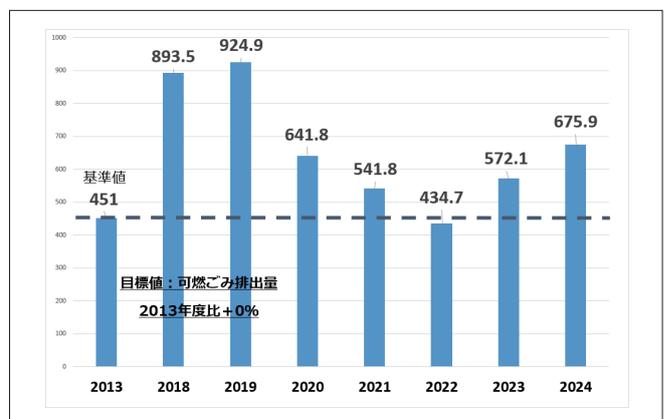
温室効果ガス排出量



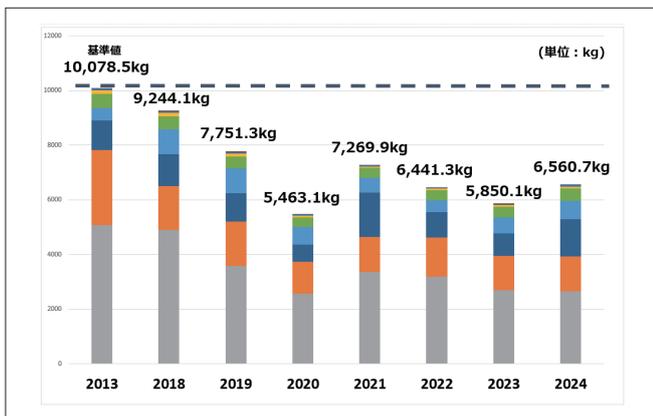
コピー用紙使用量



廃棄物排出量



可燃ごみ排出量



廃棄物排出量の内訳

- 乾電池
- 発泡スチロール、蛍光灯
- カン
- ピン
- ペットボトル
- 可燃ごみ排出量
- 不燃ゴミ (廃プラ等)
- ミックスペーパー (シュレッダー屑等)
- 再利用古紙



## ■ 環境配慮実行計画自己点検集計結果

ERCAでは実施計画に基づき、2024年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、環境配慮実行計画を定め積極的に取り組むこととしております。

その一環として、環境配慮実行計画の進捗状況について、年2回職員による自己点検を行っています。

2024年度は2024年10月と2025年3月に実施し、各項目の評価点の構成は以下のとおりです。

(単位：項目)

	2022年度		2023年度		2024年度	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
◎ (4.1点以上)	28	30	24	18	25	22
○ (4.0～3.1点)	4	2	3	7	3	4
△ (3.0～2.1点)	0	0	0	2	0	2
× (2.0点以下)	0	0	0	0	0	0

### 自己の意識レベル

環境保全に重大な効果がある：3

環境保全にかなり効果がある：2

環境保全に多少効果がある：1

関連しない(2023、2024年度のみ)：

集計対象外

### 自己の取組状況

既に取り組んでいる：2

更に取組が必要：1

取り組んでいない：0

関連しない(2023、2024年度のみ)：

集計対象外

### 取組状況の評価

=自己の意識レベル×自己の取組状況

3点以下の項目は、「役職員に対する啓発及び社会貢献」における2項目となっており、さらなる取組が望まれます。

## ■ 環境に配慮した物品及び役務の調達

### (1) 環境物品等の調達(グリーン購入)

紙類や文房具類、オフィス家具等の物品の調達についてはグリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施しました。

#### ① 特定調達品目の調達状況

・目標設定を行う品目：**100%達成**

・判断の基準を満たさない物品：なし

#### ② 特定調達物品以外の環境物品等の調達

エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものの調達に努めました。

#### ③ 役務提供業者に対する仕様書に環境配慮物品に関する事項を記載

・物品等の納入時はクラフト包装など簡易包装とする。

・業務実施において環境物品等の使用を推進する。

・特定品目以外の調達においても可能な限り環境配慮型物品の調達に努める。



### (2) 環境配慮契約の契約状況

環境配慮契約法並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(2022年2月25日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、温室効果ガス等の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進を図りました。基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車及び船舶の購入、省エネルギー改修事業(ESCO事業)及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、独自に電気を受ける契約の締結やESCO事業についてはERCAが民間ビルのテナントであることから該当はありません。また、自動車及び船舶の購入や建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注並びに産業廃棄物の処理に係る契約締結の該当はありません。

詳細はホームページ([https://www.erca.go.jp/erca/chotatsu/kankyo\\_gaiyo.html](https://www.erca.go.jp/erca/chotatsu/kankyo_gaiyo.html))をご覧ください。



## ■ グリーンボンド等の購入

ERCAの経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンド、サステナビリティボンド及びソーシャルボンドを、2024年度においては140億円購入しました。

また、社債の取得条件について、環境問題を担っている法人としての経営理念に照らして、債券格付の基準に加え、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の観点による基準を設け、それらを満たす債券を取得対象とすることとしています。

### 債券取得基準

次のいずれかに該当するものを対象とする。

・グリーンプロジェクトのための債券 ・ソーシャルプロジェクトのための債券 ・その他環境負荷が相対的に低いと判断される債券

### 用途の概要

再生可能エネルギーの利用、太陽光発電設備の設置

自然環境の保全、気候変動への適応

ジェンダー平等、女性のエンパワメント推進事業

老人ホーム等の福祉施設及び医療施設の整備への融資

鉄道ネットワークの整備、CO<sub>2</sub>低減船舶の建造

温室効果ガス排出量の削減

水資源の有効利用、保全

高速道路インフラ長寿命化、渋滞緩和効果に基づくCO<sub>2</sub>抑制

## ■ その他の環境配慮の取組

### (1) 傘、エコバックのシェアリング

「ERCAのプラスチックごみ削減の取組」及びSDGsの取組(目標12:持続可能な生産消費の確保)の一環として、傘、エコバックのシェアリングを行っています。機構事務所内の置き忘れ傘を共有傘として活用することで、新たなビニール傘を買わないように努めました。また、ERCA職員が持ち寄ったエコバックを配置し、貸し出しを行っています。昼食時間のお弁当の買い物や、終業後の買い物等に自由に活用し、不要なレジ袋を受け取らないように努めました。



### (2) 古着等のリサイクル

ERCA職員の不要になった衣類や服飾雑貨、古本・CD、子供用おもちゃ等を持ち寄り、「ERCAリサイクル市」を開催して必要な職員へ譲る取組を行っています。リサイクル市で残った衣類等は「古着deワクチン」というプログラムに寄付し、開発途上国での再利用やワクチン寄付に活用されています。



### (3) 環境関連情報の提供

電力需給量のひっ迫を受け、役職員に家庭でできる省エネ・節電メニューを夏季、冬季にそれぞれ周知し、各自のライフスタイルに合わせて無理のない範囲での節電を依頼しました。また、役職員への地球温暖化対策に関する啓発として、グループウェアのインフォメーション機能を利用して環境関連情報を提供しました。



## ■ 2024年度の取組結果と今後の取組

2024年度は、コピー用紙使用量の削減目標は達成されましたが、電気使用量等の削減目標は達成されませんでした。今後はさらに環境配慮を促進するとともに、家庭における脱炭素型ライフスタイルの促進が必要となります。これらの状況を踏まえ、今年度も引き続き組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の4点の取組レベルの向上を目指すとします。

- ① 機構実施計画における削減目標のうち、電気の使用による温室効果ガス排出量の削減について、目標達成のためにさらなる節電の取組みを徹底
- ② 機構実施計画における削減目標のうち、用紙の使用量について、2024年度は前年度よりも使用量が減少し、2030年度削減目標達成の見込みであることから、2025年度も引き続きペーパーレス化を一層推進し、書類の電子化や電子決裁利用を徹底
- ③ 機構実施計画における削減目標のうち、廃棄物の排出量については、2024年度も削減目標を達成できたが、排出量としては2023年度よりも増加しており、また、可燃ごみの排出量については、2023年度よりもさらに増加し、削減目標を達成できなかったことから、2025年度は可燃ごみの廃棄を抑制する取組みを徹底するとともに、平成30年11月から実施しているERCAのプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減
- ④ テレワークの継続及び年休取得の推進等によるワークライフバランスの確保、及び地球温暖化対策に関する研修や啓発による役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励





## 社会連携・社会貢献

ERCAでは広く国民の皆様にはERCAの業務や環境にやさしい社会づくりについて知っていただくために環境イベントへの出展を行っています。また、事務所の所在地である神奈川県川崎市の環境イベントにも積極的に出展し、地域貢献に努めています。

2024年度はERCA創立20周年の年であったことから、20周年に係る内容を中心に展示を行いました。また、公害健康被害補償予防制度施行50周年や、新規業務である熱中症対策業務及びネイチャーポジティブ推進業務の周知に係る出展も行いました。

### ■ 令和6年度子ども霞ヶ関見学デー

夏休み期間中に各省庁で行われた子ども霞ヶ関見学デーにおいて、「牛乳パックで生物多様性うちわをつくろう! ~エコ素材で熱中症対策~」をテーマに来場者に飲み終わった牛乳パックでうちわを作ってもらいました。子ども達に、うちわ作りを通して、絶滅の危機に瀕している動物や、リサイクルの仕組みなどについて学んでいただく場を提供しました。



子ども霞ヶ関見学デー

### ■ 東京新聞「子ども記者が行く!!」

東京新聞主催「子ども記者が行く!!」にて、テーマとして「気候変動」と「生物多様性」を取り上げて命の大切さや熱中症対策について子ども達に学んでもらいました。講義の合間には、飲み終わった牛乳パックを使用して動物のうちわを作ったり、絶滅危惧種の生き物たちを折り紙で作るワークショップを行いました。



東京新聞「子ども記者が行く!!」

### ■ きょうと☆いきものフェス!2024

きょうと生物多様性センター主催の「きょうと☆いきものフェス! 2024」に初めての出展を行いました。室内でのブース展示を行い、2025年度から本格的に始動する新規業務である「ネイチャーポジティブ推進業務」についての説明を行いました。また、子ども向けに、飲み終わった牛乳パックを使用した動物のうちわ作りや、絶滅危惧種の生き物たちを折り紙で作るワークショップを行いました。



きょうと☆いきものフェス!2024

### ■ GTFグリーンチャレンジデー 2024in 新宿御苑

新宿御苑を会場に、官公庁・企業・団体・市民が一丸となって開催された「GTFグリーンチャレンジデー 2024 in 新宿御苑」に初めての出展を行いました。「ネイチャーポジティブ推進業務」についての説明を行ったほか、絶滅危惧種の生き物たちを折り紙で作るワークショップを行い、子ども達をはじめ多くの海外の方にもご参加いただきました。



GTFグリーンチャレンジデー 2024

### ■ 第17回川崎国際環境技術展

第17回川崎国際環境技術展に出展しました。ERCA創立20周年や公害健康被害補償予防制度施行50周年についての展示を行い、川崎市副市長やASEAN地域の政府関係者など海外の方にも多数お越しいただきました。



第17回川崎国際環境技術展



## ■ エコプロ2024

東京ビッグサイトで開催されたエコプロ2024に出展しました。ERCA創立20周年に係る周知を行うとともに、新規事業である熱中症対策業務及びネイチャーポジティブ推進業務について紹介しました。地球環境基金部では、環境学習サイト「集まれ!グリーンフレンズ」のデモンストレーションや、ユース事業、NGO・NPOの環境活動の情報発信や内容紹介、助成団体によるワークショップを行いました。



エコプロ2024

## ■ 第12回かわさき環境フォーラム

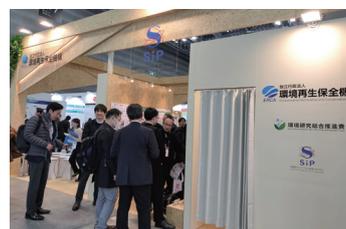
第12回かわさき環境フォーラムでは、「牛乳パックでX'mas!万華鏡オーナメントを作ろう」と題して、飲み終わった牛乳パックを使って万華鏡オーナメントを作り、クリスマスツリーに飾るワークショップを行いました。子ども達に、万華鏡づくりを楽しみながらリサイクルマークなどについて学んでいただきました。



第12回かわさき環境フォーラム

## ■ サーキュラーエコノミー EXPO2024

環境研究総合推進費事業として、「レアメタルのリサイクル」、「銅線及びその被覆材の再生（ワイヤーハーネスの再利用）」、「未利用となっている熱の地域での活用」の3つの研究について展示し、各研究者によるミニセミナーを行いました。SIP事業からは、プラスチックの資源循環をテーマにした展示を行い、関心を持つ企業等との面談を行いました。



サーキュラーエコノミー EXPO2024

## ■ ステークホルダーとの対話

ERCAは多様なステークホルダーと協力しながら業務を行っています。今後の業務をより良いものとしていくため、ステークホルダーとの対話を行っています。



## ■ 川崎市長表敬訪問

ERCA 理事長の飯塚が、福田紀彦川崎市長を表敬訪問いたしました。ERCAからは、今年度から本格的に業務を開始した「熱中症対策業務」についてご報告をさせて頂き、福田市長からは、川崎市における熱中症対策の取組についてお話を頂きました。また、今後の熱中症対策に係る川崎市とERCAとの連携についても話し合いました。



川崎市長表敬訪問

## ■ 公害健康被害予防事業に関する意見交換

ぜん息やCOPD患者のニーズを把握し、今後の事業に適切に反映するため、患者団体やNPO等との意見交換の場を設けています。2024年度は9つの団体に参加頂き意見交換会を行ったほか、それらの団体のうち3団体へ直接訪問し、患者のニーズや今後の協働事業に向けた意見交換を行いました。さらに、当該意見交換会での要望を受け、新たな試みとして複数の患者団体等の参加を得て、「公害患者（認定者及び被認定者）の声を聞く会」を実施しました。

## ■ NGO・NPOへのヒアリング

各地域の課題把握とそれに関連する市民活動の動向等を把握するため、2024年度はEPOと連携し、試行的に2地域（関東、近畿）においてNGO・NPOへのヒアリングを実施しました。ヒアリングでは各県内の環境課題、脱炭素の現状における課題、NGO・NPOの課題と状況等について伺いました。





# 人材戦略

## ■ 人材の育成

第4期中期計画期間中は「法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成に重点的に取り組んできました。第5期中期目標期間においては、第4期中期目標期間の育成の方向性を継承しつつ、第5期中期計画のERCAのミッションである「社会課題の解決による持続可能な成長を推進し、時代の要請に対応する。」と「人の命と環境を守る基盤的取組を着実に実施し、不変の原点を追求する。」の実現に向け、職員の適切な人材の確保と戦略的な育成が求められていることから、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、戦略的かつ計画的な人材の確保と育成を図っています。具体的には、業務内容の高度化や多様化に対応する組織力を向上すべく、人材の確保に取り組み、専門的知見を有する機関との人事交流を行うほか、職員に求められる能力を「公的機関で環境保全に携わる職員として求められる基礎能力」、「職制別に求められるマネジメント能力や専門能力」及び「ERCAの実務を支える専門能力」として整理し、職員研修の内容を不断に見直しています。また、キャリアパスの整理や職員が自身の関心や適性に応じて自律的に能力強化を図ることができる環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する等専門性の強化に努めています。

〈職員研修の例〉

<p><b>職制別研修</b> 課長級～5等級（主事級）の職員を対象に、それぞれの等級に求められる役割を理解し、役割を全うするのに必要な知識・技能・心構えを学ぶ研修を実施しました。</p>	<p><b>情報セキュリティ研修</b> 機構内全役職員を対象に、情報セキュリティを取り巻く脅威についての研修を行うとともに、神奈川県警察本部から講師を招いて、サイバー攻撃対策や情報流出防止対策に関する研修を実施しました。</p>
<p><b>公害健康被害補償・予防研修</b> かつて激甚な公害被害を経験した地域の“今”を知ることによって、公害のもたらす被害への理解を深め、ERCA職員としての課題対応力を高めるための研修(四日市、西淀川)を実施しました。</p>	<p><b>個人情報保護研修</b> 取り扱いには細心の注意が必要である個人情報について、適切に管理と保護をするための知識や注意点を学ぶための研修を実施しました。</p>
<p><b>コンプライアンス・ハラスメント研修</b> ERCA職員としての行動指針、コンプライアンスの遵守、ハラスメントの防止について確認するために事例やケーススタディを用いた研修を実施しました。</p>	<p><b>情報リテラシー研修</b> 効率的な業務遂行とデジタル上での円滑なコミュニケーションを目的として、Microsoft TeamsやSharePoint等の使い方の研修を実施しました。</p>
<p><b>内部統制研修</b> 内部統制の基本を再確認するとともに、職員が過去に経験した事務事故対応の体験談を参加者と共有して、リスク対応の理解を深める研修を実施しました。</p>	<p><b>環境専門性研修</b> 組織の将来像を描き、様々なニーズに柔軟に応えられるよう、環境問題に関する幅広い最新情報を学ぶため、環境省が主催する環境問題史現地研修（西淀川、富山、四日市、福島）に参加しました。</p>

## ■ 人事評価制度

ERCAでは、職員が高いモチベーションを保ちつつ存分に能力を発揮し、組織全体のパフォーマンスを向上させることが重要であるという認識のもと、人事評価制度の運用に力を入れています。とりわけ、人事評価の過程で行われる評価者と被評価者とのコミュニケーションを重視しつつ、組織全体の活性化及び職員個人の成長を促すことで、主体性やリーダーシップの発揮、ひいては組織全体の底上げに努めています。今後も、活気のある組織運営のため、透明性、公平性を担保した上でメリハリのある人事評価制度を活用しながら職員の士気を高め、最高のパフォーマンスが常時発揮できる組織を目指します。



# ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン



## ■ ワーク・ライフ・バランスに向けた取組

業務効率化、超過勤務の削減、休暇取得の促進など、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進しています。2024年度は、2025年度の本格導入を見据え、フレックスタイム及び分断勤務に関する制度設計を行いました。

このほか日単位での勤務時間（シフト）変更制度、小学校6年生までの子供のための部分休業制度など柔軟な働き方を実現するための各種制度を設けています。



### くるみんマーク

厚生労働省より次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として次世代認定マーク「くるみん」を取得しています。



### トモニンマーク

仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できる厚生労働省のシンボルマーク「トモニン」を取得しています。

## ■ ダイバーシティの推進

ERCAではすべての人が働きやすい職場づくりを目指して、育児・介護休暇取得の促進や障がい者雇用などに取り組んでいます。また、女性活躍の推進に関する取組も進めており、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（2022年4月～2026年3月）における目標の1つ（管理職に占める女性の割合を18%以上）についても、達成に近づきつつあります。

ERCAの障がい者雇用、女性登用の状況はとおりです。

障がい者雇用	法定雇用率を上回る	6名雇用
女性登用の状況 (2025年3月末)	役員	1/6名 (16.7%)
	管理職 (課長級以上)	7/36名 (19.4%)



### えるぼしの認定

女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主として、厚生労働大臣より認定されています。

## SDGsに関する取組

ERCAは2018年度に各部業務をSDGsの観点から見直し、ERCAの業務がどのゴールに貢献しているのかを整理しました。2024年度も引き続き、ERCAの各部業務をととしてSDGs達成に貢献するとともに、次の点に注力しています。

① 環境問題に関する知識普及、地域貢献 (地域の環境イベントや活動への参画等)	4 質の高い教育をみんなに 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナリシップで持続可能な開発を
② オフィス内の環境配慮に関する取組 (環境負荷の低いオフィス環境づくり等)	7 エネルギー・気候にやさしい社会 12 つくる責任 13 気候変動に具体的な対策を
③ 作る責任、使う責任に関する取組 (物品の新規購入控え、積極的なシェアリング等)	12 つくる責任
④ ワーク・ライフ・バランスやジェンダー平等に関する取組 (公私の両立がしやすい職場づくり、採用時における平等な募集等)	5 ジェンダー平等を推進しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に



# リスク管理の状況

## ■ リスク管理体制

ERCAでは国民の皆様の個人情報や補償給付費など国民サービスに直結する資金を取り扱う業務を行っていることから、業務遂行にあたって障害となり得るERCA内外の諸要因をリスクとして識別、分析及び評価して、当該リスクに適切に対応することとしています。具体的には日常的な業務運営においてリスク管理を行うとともに、各種委員会を設け、内部統制・リスク管理の取組推進、定期的な検証を行うとともに監査による点検を実施し、リスクの対応に努めています。体制図についてはP14を、また各業務の課題等については各業務のページをご覧ください。

### 内部統制等監視委員会

外部有識者と役員を委員とする内部統制等監視委員会を設置し、内部統制・リスク管理の推進状況について報告を行い、毎年度検証を受けています。

### 契約監視委員会

監事及び外部有識者を委員とする契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・応募、複数年度契約及び調達等合理化計画について点検・見直しを毎年度受けています。

### 情報システム管理委員会

役員及び部長を委員とする情報システム管理委員会を設置し、情報システム整備やサイバーセキュリティ対策、情報セキュリティ教育について審議しています。

### 内部統制・リスク管理委員会

理事長及び理事を委員とする内部統制・リスク管理委員会を設置し、半期ごとに事務事故や外部意見等の各種報告・通報制度の状況を把握、分析、共有し、リスク対策や再発防止策等について審議しています。

### 契約手続審査委員会

理事等を委員とする契約手続審査委員会を設置し、調達案件の公正性を確保し、契約手続の厳格化を図るため、事前審査を行っています。

### 資金管理委員会

役員及び部長を委員とする資金管理委員会を設置し、ERCAの3大重要リスクの一つである金融資産の毀損を防止するため、資金運用状況を報告し、資金の安全かつ効率的な運用について審議を行っている。

## ■ 各種報告制度の運用

ERCAでは、事務事故・インシデントの発生、リスクが顕在化した時に速やかに対応するための情報共有、原因分析及び再発防止策を図る取組として事務事故報告制度を運用しています。

より迅速に対応するため、事務事故等の発生の「疑い」の時点でも事務事故報告を行うとともに、ERCA内に共有をすることで業務改善や類似事案の発生防止につなげています。

また、国民の皆様から寄せられる苦情や賛辞、要望などを組織内に共有する仕組みとして外部意見報告制度を運用しています。

ERCAのリスク管理を含めた内部統制の醸成のため、毎年開催している内部統制研修について、2024年度は事例研究を交えてすみやかな報告に主眼を置いた内容で行いました。

## ■ 日常的モニタリング

ERCAでは各部において業務に内在するリスクを顕在化させない取組を業務フローの中に組み込むことによって、日常的モニタリング実施体制を構築しています。モニタリングにより不備等が見つかった場合には、必要に応じて関係者へ報告・共有、原因分析・調査を行い、業務フローの改善を図ることとしています。

2024年度は各部において業務フローの点検・見直しと各部において作成している業務マニュアルの棚卸しを実施しました。定期的な業務フローやマニュアルの見直しを通じて、手順の確認共有、事務リスクの低減を図っていくこととしています。



## ■ ERCAの3大重要リスクへの対応

ERCAでは業務フローの明確化によって内在化するリスクを把握するとともに、そのリスクが顕在化した際にERCAの資産毀損や信用失墜など影響度の高いリスクを重要リスクとして選定し、その中でも影響度が甚大な「機微な個人情報の漏えい」「情報セキュリティインシデント発生」「金融資産の毀損」を3大重要リスクとして定め、重点的にリスク対応を行うこととしています。

### 機微な個人情報の漏えい防止

ERCAでは機微な個人情報を取り扱っており、外部からの侵入や不正持ち出し、業務遂行上のミスによる情報流出などの個人情報漏えいを未然に防いでいく必要があります。このため、「保有する個人情報の保護管理規程」や「保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委託に関する達」その他関連するマニュアル等を整備するとともに、各種契約における個人情報取扱いの点検や個人情報保護研修を実施し、個人情報管理の徹底を図っています。

### 情報セキュリティインシデントの発生防止

情報漏えいやサイバー攻撃被害等の情報セキュリティインシデントの発生は、業務停滞やERCAの信用失墜につながる重大なリスクです。このため、ERCAでは政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準に基づき「情報セキュリティポリシー規程」や「情報セキュリティ実施手順書」を整備し、各種セキュリティ対策を行うとともに、全役職員を対象に情報セキュリティ研修や不審メール訓練等を実施し、情報セキュリティ水準の向上を図っています。また、CSIRT (Computer Security Incident Response Team) を組織し、情報セキュリティインシデントに対応する体制を整備しています。

### 金融資産の毀損防止

ERCAは約3,000億円の金融資産を有しており、その毀損は各業務で行う国民サービスの低下に直結することになります。このため、ERCAでは「資金の管理及び運用に関する規程」を定め、金融機関の経営状況や健全性、金利変動に伴うリスクに関し、資金管理委員会でモニタリングするなど金融資産の毀損リスクを未然に防ぐ取組を行っています。

## ■ コンプライアンスの推進

ERCAではコンプライアンスを単に法令遵守だけでなく、広くステークホルダーとの関係において「ERCAの使命を果たすため、役職員をはじめ業務に携わる者として誠実に行動すること」と定義し、職員の行動方針としてコンプライアンスマニュアルを定めています。役職員を対象にコンプライアンス・ハラスメント研修を実施するとともに、コンプライアンス・チェックシートによる確認を実施し、全役職員にコンプライアンス遵守の徹底を図っています。

またコンプライアンス上の違反行為を未然に防止するために、ハラスメント相談員や職員が法令違反等を通報できる内部通報窓口、外部の方が通報できる外部通報窓口を設置しています。

詳細はホームページ ([https://www.erca.go.jp/erca/guide/c\\_manual/index.html](https://www.erca.go.jp/erca/guide/c_manual/index.html)) をご覧ください。



## ■ 想定される外部環境リスク

第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、NGO・NPOの活動や地方公共団体の事業、医学的判定の為の審査会の実施が困難となりました。同様に、事業に影響が生じる外部環境リスクとして、災害や感染症の蔓延等が想定されます。



## ネイチャーポジティブ推進業務



### ■ 業務概要

2022年12月に「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国では2023年3月に生物多様性国家戦略を改定し、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」ネイチャーポジティブの実現と、この達成のために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げました。

この目標の達成のためには、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然のOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）の設定促進が求められます。このために、2023年から生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する「自然共生サイト」制度の運用が開始され、328のサイトが認定されましたが、その加速が必要です。

また、ネイチャーポジティブの実現には、生物多様性が豊かな場所の保全に加え、損なわれた自然の回復や生物多様性の創出も重要です。さらに企業経営において、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の自然

関連の情報開示や自然資本の重要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、2024年4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」が制定され、ERCAは2025年4月から、自然共生サイトの認定事務局を担うとともに、活動を促進するための情報収集や研修、動植物に詳しい有識者の紹介等を行うこととなりました。



サイトビジット（シャトー・メルシャン 梶子ヴィンヤード）

### ■ 法施行に向けて

2025年4月の地域生物多様性増進法の施行に向けて、2024年4月に準備チームを発足させ、環境省との勉強会や実際の自然共生サイトの認定審査業務に従事することにより、審査の習熟に努めました。また、認定された自然共生サイト（候補地も含め15か所）に訪問し、サイトの管理状況の確認や担当者からのヒアリングを実施しました。

さらに、生物多様性の関連イベントへの出展や雑誌への広告掲載を行い、ERCAが自然共生サイトの認定業務を行うこと等を周知しました。

我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けているとされています。しかし我が国では農林漁業など人々の様々な働きかけを通じて形成されてきた里地、里山、里海、企業緑地、都市の緑地等といった身近な自然がたくさん存在しています。

ERCAは、将来に向けて、各地で生物多様性を維持、回復、創出していく取組を促進し、ネイチャーポジティブの実現に貢献していきたいと考えております。

## 地域循環共生圏づくり支援体制構築事業



### ■ 業務概要

地球環境基金部では、令和6年度に環境省が実施している「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」の一部業務を受託しました。

「地域循環共生圏」は、地域資源を持続可能な形で活用し、環境・経済・社会を統合的に向上させる事業を生み出し続けることで“自立した地域”を形成しつつ、地域の特

性に応じて地域同士が資源を補完し支え合う、自立・分散型の社会を目指す考え方として、環境省が第五次環境基本計画（平成30年閣議決定）において提唱した概念です。第六次環境基本計画（令和6年閣議決定）においても、同計画の中心概念である「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位



置づけられています。

環境省では、この地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、令和元年度から令和5年度まで地域循環共生圏づくりのプラットフォームの構築に取り組んできました。令和6年度からは、地域循環共生圏づくりを行う取組への支援に加えて、地域づくりに取り組む主体を伴走支援する中間支援主体の体制強化に取り組んでいます。

ERCAは、地球環境基金事業における資金配分業務や人材育成のための研修の豊富な実績を活かし、これらの業務の一部である参加団体への資金配分業務、一般向けのフォーラム及び普及啓発セミナーの開催業務を実施しまし

た。フォーラムのオープニングセッションでは、「ウェルビーイングなまちづくり」をテーマに取り上げたほか、様々な地域の先事例等を紹介する8つの分科会を設け、関係省庁による関連施策紹介を行いました。普及啓発セミナーでは、学びと実践の場を通じて持続可能な地域づくりを前進させる実践力を高めるため、地域で活躍するリーダーから実践経験を学ぶ講演編と、自身の地域について考えるワークを通して、知識やノウハウを身に着ける実践演習編をセットで全4回開催しました。これらの受託業務の経験を通じて、地球環境基金事業の更なる充実につなげていきたいと考えています。

## ERCA 創立 20 周年記念事業



### ■ 業務概要

ERCAは、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団が統合され、2004年4月1日に創立されました。2024年度は創立から20周年を迎える節目の年となることから、20周年に係る記念事業を行いました。

#### (1) 20周年記念座談会及びマイルストーン座談会の開催

20周年を記念し、「共に築く循環共生型社会～ERCA20年の歩みと未来への約束～」をテーマに座談会を実施しました。座談会には産学官の各界から3名の方を



マイルストーン座談会の様子

お招きし、この10年での環境危機に対する認識の変化や、各セクターの環境危機・問題解決に向けた最近の取組についてご意見をいただいた上、将来の「循環共生型社会」構築に向けた方向性・ポイントについて話し合ってくださいました。このほか、ERCA職員等が参加する三つの「マイルストーン座談会」を開催し、石綿健康被害救済業務、環境研究総合推進費業務、及び戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)業務の立ち上げ当初の振り返り等を行いました。

#### (2) 各種制作物による周知活動

「創立20周年記念誌～ERCA20年の歩みと未来への約束～」を発行し、ERCAのステークホルダーの方々や広く

一般の方々を対象に配布いたしました。記念誌には前述の座談会に係る記事、年表、事業紹介、及び職員インタビュー等を掲載し、ERCAの歴史を振り返る内容といたしました。また、20周年記念動画「Path to Tomorrow」及び20周年記念サイトの制作・公開を行い、広く一般の方々への周知を行いました。



20周年記念動画「Path to Tomorrow」

#### (3) 催事展開による周知活動

20周年記念事業として例年になく様々な催事へ出展・参加し、周知を行いました。2024年9月には株式会社宣伝会議主催の「宣伝会議賞 中高生部門」へ参



宣伝会議賞贈賞式

加し、「熱中症対策について「クール」で「ホット」なキャッチフレーズ」をお題とし作品募集を行い、総計1,758件の応募をいただきました。また、応募作品の一つが準グランプリに選出されました。このほか、2024年9月に「きょうと☆生き物フェス! 2024」、11月に「GTFグリーンチャレンジ 2024in 新宿御苑」へ出展し、周知を行いました。



## 熱中症対策業務



### ■ 業務概要

我が国における熱中症による救急搬送者数は、平成22年度に急増して以来、例年5万人前後で推移し、また、熱中症による死亡者数は、平成30年以降、令和3年を除いて1,000人を超え、令和6年には2,000人を超えるなど、非常に厳しい状況が続いています。そのような状況の中、令和5年5月に改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定されました。同計画では、「地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策」が柱の一つとして重視されており、地域における対策の実施体制を強化していくことが求められています。

このような背景から、令和6年4月からERCAは、改正機構法に基づく熱中症対策業務をスタートしました。ERCAは、2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減する政府目標（以下「政府目標」といいます。）の達成に寄与するため、①熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」といいます。）の発表の前提となる情報の整理、分析及び提供、②地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行っています。

具体的には、改正気候変動適応法に新たに位置付けられた、熱中症の危険性に対する気づきを促す「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」及び熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表される「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」の発表の前提となる情報（暑さ指数など）の整理、分析等を行うことにより、環境大臣が発表する熱中症警戒情報等の安定的かつ的確な運用を支えています。

また、ERCAは、モデル事業により地方公共団体による地域の熱中症対策の優良事例の創出を図り、優良事例集の取りまとめや研修・講演会の開催により全国への横展開を推進しています。特に地方公共団体の庁内連携体制の構築や、地域の福祉団体等による熱中症弱者である高齢者等への見守り・声かけの拡大、改正気候変動適応法に新たに規定された指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定、開放等を重点的に支援することにより、地域の熱中症対策の底上げを図っています。

### ■ 私たちが大切にしていること

熱中症は、予防可能です。しかし、熱中症弱者たる高齢者や子ども等の被害は増加し続けています。私たちの目標は、2030年までに熱中症による死亡者数を半減させることです。

ERCAは、熱中症対策業務を通じて地方公共団体と相互連携しながら政府目標の達成を目指します。そのためには、地方公共団体が、庁内の関係部局で連携するための組織・体制を整備することはもちろん、熱中症の発生状況を把握し、地域で活動する団体や企業などと一体となって、地域住民へ普及啓発や見守り・声かけの促進を継続的・安定的に進めていただくことが重要だと考えています。こうした取組をERCAが全面的に支援するため、地方公共団体との信頼関係を構築し、密に連携を図り、地方公共団体のニーズや課題を把握し、役立つアイデアや解決方法を常に提供していく必要があると考えています。

### ■ 成果・課題

令和6年度は、熱中症警戒情報等の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）の妥当性を検証するため、運用期間外の暑さ指数データの収集、分析等を行う体制を整えながら、当該データの収集を行いました。また、各地域における熱中症リスクを地域性や時期等に応じて分析を行い、暑さ指数、熱中症救急搬送者数、熱中症死亡者数及びエアコン普及率について都道府県ごとに調査しました。その成果の一部として、例えば、東京、大阪等の大都市において人口10万人当たりの死亡者数が多く、それらの地域では自宅での死亡率が高いことなどが把握できました。

さらに、10都道府県での演習を組み込んだ地域対面研修の実施や気候変動適応広域協議会への参加（8回）、環境省及びERCAと連携協定を締結した大塚製薬（株）が地方公共団体と共催する熱中症対策健康会議への参加（12回）等、



ERCA職員が直接現地を訪問し、説明することにより地方公共団体との信頼関係を構築しつつ、庁内連携の促進、熱中症弱者の見守り・声かけをはじめとする熱中症対策の必要性を訴え、熱中症対策の底上げを図りました。

令和7年度に向けた課題としては、新たに開始するeラーニング等を活用して地方公共団体全体への熱中症対策の啓発を進めるとともに、暑さ指数、熱中症救急搬送者数、熱中症死者数等に関する情報の地域レベルでの分析を深め、より精度の高いリスク評価を行い、地域における施策につなげていく必要があると考えています。また、モデル事業等を通じてより効果的な施策につながる優良事例の創出を図るとともに、熱中症リスクの高い地方公共団体に対する演習を組み込んだ研修をより一層進めていきます。

## ■ 将来展望

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。また、今後、地球温暖化の進行に伴い極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害は更に拡大するおそれがあります。

このような目の前の課題に対してERCAは、予防すれば回避できる熱中症被害を減少させるために、データの収集、分析等を通じたステークホルダーへの情報提供や地域の支援を行いつつ、関係府省庁、地方公共団体、熱中症対策に力を入れる企業等と共に手を取り、まずは2030年までに熱中症死亡者数の半減を目指して取り組んでいきます。



吹田市 熱中症対策ホームページ <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1022170/1017669.html>



ケアマネジャーやヘルパーからの意見を集めた「熱中症対策ハンドブック」の制作を支援(令和6年度大阪府吹田市)。高齢者に対する熱中症予防施策の充実を図りました。



地方公共団体間で取組内容に関する情報共有や意見交換を図るなど、コミュニケーションの場を作りました。

詳しくは、こちらの二次元コードから熱中症対策部のウェブサイトをご覧ください。



【URL】  
<https://www.erca.go.jp/heatstroke>



# 戦略的イノベーション 創造プログラム (SIP)



## ■ 業務概要

SIP推進業務では、2023年度からの5年間、科学技術イノベーションの実現を目指す国家プロジェクトである戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の研究推進法人<sup>※1</sup>として、伊藤耕三PD (東京大学大学院教授) のもと、第3期SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」(以下「SIP-CE」という。)に取り組んでいます。

サーキュラーエコノミー(循環経済)とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

本SIPでは、プラスチックをターゲットに、①プラスチック再生材の情報共有のためのデジタルプラットフォームの構築とルール整備、②動脈企業(モノを創る企業)と静脈企業(再資源化する企業)の連携による資源循環のための技術開発、③プラスチック再生材の循環性・品質向上に資する再生材データバンク<sup>※2</sup>の構築等の研究開発サポートをしています。

※1: 研究推進法人とは: 研究開発の実施およびそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発推進体制を構築します。中間評価、終了時評価を含めた研究開発の進捗管理を行います。

※2: 再生材データバンク: 東北大学の実施する再生材の物性データを蓄積しデータバンクを構築する取組 (<https://www.erca.go.jp/sip/overview/c102-2024.html>)

## ■ 私たちが大切にしていること ～社会実装につながる研究開発～

SIPでは社会的に不可欠で我が国の経済・産業競争力の強化につながる重要テーマについて、社会実装を見据えた研究開発を実施することが求められています。そのため、プラスチックのサーキュラーエコノミーに関係する国際動向、動脈企業・静脈企業の現状について、現地視察や専門家を交えて議論することで、研究開発のニーズを掘り起こすことを重視しています。

2023年7月に欧州委員会より、新車への再生プラスチック利用目標(2030年に25%)を定めたELV規則案(End



of Life Vehicles 指令の改正案) が提案されました。自動車業界では喫緊の課題となっており、2024年度においては、SIP-CEにおいても再生プラスチックを利用した自動車部品開発を実施しました。また、経産省が主導する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」においても、SIP-CEで構築を進めるプラスチック情報流通プラットフォーム(PLA-NETJ)がモデル事例となるなど、日本の産業競争力の強化やサーキュラーエコノミー政策に影響を与える研究開発を推進しています。

## ■ 成果・課題

第3期SIP課題は全14課題あり、毎年度内閣府の設置するガバニングボードにおいて評価を受けますが、2024年度の評価において、SIP-CEは全14課題中唯一の「S」評価を獲得しました。2024年度は第3期SIPの2年目にあたりますが、伊藤耕三PDの強力なマネジメントのもと、研究開発に留まらず、再生材から自動車部品を製作するなど、サーキュラーエコノミーの社会実装の具体的な形をいち早く社会に示すことができたのが高い評価を得られた要因と考えています。製作した自動車部品はSIPの公開シンポジウムやサーキュラー EXPO等のイベントで展示を行い、新聞等で報道されるなど高い関心を得ました。また、環境省が主導する「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学連携コンソーシアム」における検討の中で、再生材データベースを用いた国内再生材の分析・評価手法が活用されることが決まり、社会実装につながる取組を加速しています。

## ■ 将来展望

2025年度は第3期SIPの中間年度にあたり中間評価を予定しています。サーキュラーエコノミーの社会実装に向けて必要な研究開発を絞り込み、更なる研究開発の加速を目指します。また、徐々に形になり始めているSIP-CEの成果を最大限に活用し、環境省や経産省など関係省庁と連携することで、日本のサーキュラーエコノミーの制度設計にも貢献したいと考えています。



バージン材と再生材で製作した自動車部品の比較(ドアトリムローア)



サーキュラーエコノミー EXPO 出展の様子



## 環境保全研究・技術開発業務



# 環境研究 総合推進費

ENVIRONMENT  
RESEARCH  
AND  
TECHNOLOGY  
DEVELOPMENT  
FUND



### ■ 業務概要

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスクからの安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域に亘る研究開発を推進する競争的研究費です。

推進費の効率的、効果的な推進を図り、環境政策への貢献、研究成果の社会実装を推進するため、2016年10月に環境省から業務が移管されてから、ERCAにおいて推進費の公募、審査・評価及び研究管理を行っています。

2024年度は、新規に採択した課題を含め、約48億円を大学、研究機関等に配分しています。

### ■ 私たちが大切にしていること ～若手研究者の育成・支援～

推進費では、独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、新規課題公募において、若手枠の研究区分を設けて、毎年度一定数の研究課題を採択しています。

採択された若手研究者の研究課題は、研究分野の幅広い専門知識や研究経験を持ち、高度な知識に基づき研究をマネジメントするプログラムオフィサー（PO）が、若手研究者による自己点検の結果や、研究の現場を直接訪問するサイトビジットなどを通じて、研究遂行上の助言を行

い、若手研究者を支援しています。

また、若手研究者が自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動を行うことは、若手研究者自身の能力向上のみならず、自由な発想に基づく研究を通じ、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進や研究生産性の向上に資するものであることから、推進費において一定の範囲内で自発的な研究活動を行うことを可能とする措置を講じるなど、若手研究者の育成・支援に努めています。



## ■ 成果・課題

ERCAでは、2016年度の業務移管以降、研究費の利便性の向上、研究者の研究環境の整備、POによる研究管理支援の充実等に取り組んでおり、2023年度に研究を終了した課題の事後評価は、5段階中上位2段階\*の評価を獲得する課題数の割合が96%となり、基準値(93%)

と同程度の高い評価を得ました。また、若手枠課題の評価では5段階中上位2段階の評価を獲得する課題数の割合が93%と高い評価を得ました。これらの成果を広く普及するため、研究成果の普及促進に向けて取組を積極的に行っています。

〈事後評価において上位2段階\*<sup>1</sup>の評価を獲得した評点分布と目標割合〉

評価結果	環境問題対応型等* <sup>2</sup>	戦略研究	総計
S	17	4	21
A	28	0	28
B	2	0	2
総計	47	4	51

基準値(93%)
96% (49/51課題)

※1 上位2段階は計画の目標どおり又はそれ以上の進展、成果が期待できる評価です。

※2 環境問題対応型研究及び革新型研究開発(若手枠)

## ■ 研究成果の普及促進の取組

### (1) 研究成果の社会実装

推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「新技術説明会」(国立研究開発法人科学技術振興機構、ERCA共催)において、推進費の研究成果(特許)を紹介しました。また、「サーキュラー・エコノミー EXPO」において、レアメタルのリサイクル技術や自動車ワイヤーハーネスから銅と塩ビ被覆材の回収・リサイクル技術、ゼオライトを用いた蓄熱輸送システムを紹介し、企業とのマッチングを支援しました。



(サーキュラー・エコノミー EXPO)

### (2) 国際展開、国際発信

研究成果の国際発信を推進するため「ISAP2024(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)」(公益財団法人地球環境戦略研究機関主催)においてテーマセッションを開催しました。2015年に採択されたパリ協定以降、ネット・ゼロ(気候中立社会)を目指した各国の取組や課題等について議論し、気候変動緩和策の実装化に向けた支援の方法論を関係者間で共有しました。



(ISAP2024)

### (3) 研究コミュニティと連携した成果普及

研究成果の効果的な普及を図るため、第72回日本生態学会大会で自由集会を開催し、推進費で実施している北海道の生態系に関する研究を紹介しました。

## ■ 将来展望

我が国の環境研究・技術開発の推進にあたっては、環境省が中長期(～2050年頃)の社会の姿をにらみながら今後5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題を整理した「環境研究・環境技術開発の推進戦略」(令和6年8月環境大臣決定)を策定しています。推進費では、本推進戦略に基づき、SDGsと2050年の脱炭素社会の達成に向けて、地域循環共生圏とSociety5.0を一体的に推進する研究・技術開発、海洋プラスチック問題などグ

ローバルな課題に貢献する研究を推進してまいります。また、2020年度に実施された制度評価結果を踏まえ、若手研究者の育成支援の充実、比較的小規模な研究枠を設けて人文社会学の参入を促すなど、多様な分野による総合的な知見の活用により環境政策へ貢献する研究を推進するとともに、開発した技術を社会へ実装してまいります。研究成果は国内だけでなく海外に向けて国際発信し、国際貢献に努めてまいります。



# 地球環境基金事業



## ■ 業務概要

地球環境基金は、国からの出資金と国民の皆さまからの寄付金などによって基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて、国内外の民間団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動への支援を行っています。支援の内容は、直接的にNGO・NPOの環境保全活動へ資金助成を行う助成事業と、間接的にNGO・NPOのため

の基盤整備として調査研究、情報提供、研修を行う振興事業の二本立てです。これらの事業を通じて環境NGO・NPOを財政面で支援するとともに、人材や組織の強化をサポートすることで持続可能な社会の実現に貢献しています。

## ■ 私たちが大切にしていること ～環境保全活動を行う人材の育成・創出～

環境NGO・NPO活動が質的、量的に充実し、持続可能な社会の実現に貢献していくためには、長期間にわたり、自主的に環境活動に参画する人材が必要です。私たちはそのような人材の育成・創出に向けた取組に力を入れています。

学生等）も交えた交流を行いました。全国大会には、地方大会での審査及び高校生による投票によって選出された16団体が出場しました。各団体の発表はいずれも素晴らしく、審査を経て、環境大臣賞、環境再生保全機構理事長賞をはじめ、全ての出場団体に賞を贈呈しました。

### (1) 全国ユース環境ネットワーク促進事業

持続可能な社会の実現に向け、将来の担い手となる高校生や大学生等のユース世代の環境活動を支援し、そのすそ野の拡大やネットワークの構築を図るため、全国ユース環境ネットワーク促進事業を推進しています。「全国ユース環境活動発表大会」は、高校生が実践する環境活動を全国から募集し、成果発表の機会を提供するものです。2015年度から開催し、2024年度には第10回大会を開催しました。

### ② 交流会（全国ユース環境フォーラム）

全国大会に出場した16団体が参加して全国ユース環境フォーラムを開催しました。フォーラムの目的は、『交流』です。主催者よりそれぞれの事業説明の講演の後、全国から参加した高校生同士でグループワークを実施し交流の機会を作りました。参加した高校生は、取り組んでいる活動などについて活発な意見交換が繰り広げられました。

### ③ インターンシップ（2025年度実施予定）

第10回大会の記念大会となることから、各地方大会において特別賞を受賞した高校を「環境ユースインターンシップ in北海道」に招待し、自治体や民間団体の取組を体験する企画を立ち上げました。2025年8月の実施に向けて準備を進めています。



### ① 地方大会及び全国大会

2024年度は2023年度を大幅に上回る147団体からご応募いただき、地方大会は全国8地方で開催しました。活動発表のほか、出場団体同士の交流の機会を設けており、今回は過去に大会に参加したことのあるOB・OG（大

### (2) 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム

今後の環境活動を担う若手の人材育成の重要性がますます高まっていることを背景として、助成対象団体の若手



職員を対象に3年間にわたり年間3回(3年間で全9回)の研修機会を提供しています。研修やフォローアップなどを通して、助成プロジェクトを成功に導き、成果を創出す

ることが出来る人材の育成を目指しています。2024年度は18名に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要な研修プログラムを実施しました。

## ■ 成果・課題

2024年度の助成事業は、164件、総額570百万円の助成金の交付決定を行いました。

また、2023年度に助成を終了した活動39件について、活動実績報告書などをもとに、評価専門委員会による評価を行いました。計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、助成活動の効果の観点から評価した結果、平均で20満点中15.9点でした。

助成を受けた活動については、その後の活動状況や波及効果、組織の発展性などを調査し、助成事業の一層の充実を図ることを目的にアンケート調査を実施し、2020

年度から2022年度までの3年間に継続して助成を受けた56団体から回答を得ました。

助成を受けた活動について、現在も自団体で継続しているものは50団体(構成比89%)、そのうち助成終了後に活動規模が拡大したものは24団体(構成比48.0%)でした。さらに、自団体で活動している50団体における活動規模の拡大について調査したところ、「基金助成活動そのものの量的な増加」、「基金助成活動の成果が生かされた」、「行政との協働、協力」、「外部との連携」等の回答を得ました。

## ■ 将来展望

近年の複雑化、長期化する環境問題に対し、あらゆる主体と協働し、環境保全を通じた社会課題解決や地域づくりを行う環境NGO・NPO活動を支援することを目指した「地球環境基金の新たな事業方針」を公表しました。2025年度の助成活動の募集に当たっては、新たな事業方針を踏まえた新・助成メニューにて行いました。応募数392件(2024年度応募数比27%増)について、活動の必要性、効果、確実性等を考慮し、地球環境基金運営委員会及び地球環境基金助成専門委員会において厳正な審査を行った結果、161件の助成金交付を内定しました。

新・助成メニューでは、通常助成のほかに多主体協働に

よる中長期的な課題解決に向けた2種類の「戦略プロジェクト」を設けており、政策課題協働型で2団体、地域協働型で3団体の計5団体の採択を行い、5年間の長期的なプロジェクトを推進していきます。また、活動の持続的な発展に向けた人件費の助成対象拡大や中間支援主体等による事業化や協働促進等の活動の基盤強化に向けた取組の助成を充実していきます。

これからの新たな10年に向けて、「多様な主体による価値共創を通じた社会課題解決」と「環境NGO・NPOの新たな成長」の同時実現を目指し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

助成先一覧、評価結果は (<https://www.erca.go.jp/jfge/jigyo/index.html>) をご覧ください



# PCB 廃棄物処理助成業務

## ■ 業務概要

PCB (Poly Chlorinated Biphenylの略称、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称) は、その毒性から1972年に製造が中止されましたが、PCB廃棄物 (PCBが含まれる使用済みの高圧トランス、高圧コンデンサ等) の処理施設の整備は難しく、長期にわたり処理されずに事業者によって保管され続けていました。2001年に制定された「PCB廃棄物適正処理推進特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者は、2027年3月までに廃棄物

の処理を行うよう定められています。ERCAでは、PCB廃棄物の速やかな処理を推進するために設置されたPCB廃棄物処理基金に係る業務を実施しています。この基金は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出せん金により造成され、環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者への助成を通じて、PCB廃棄物の速やかな処理に貢献しています。

## ■ 私たちが大切にしていること

製造中止・回収から40年以上もの長きを経て、PCB廃棄物の処理は今、着実に進められており、一日も早く我が国のPCB廃棄物が適切に処理される一助となるべく業務に励んでいます。

## ■ 成果・課題

2024年度は、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの申請に対し、全312件を適正に処理して185,313千円の助成金の交付を行いました。

2024年8月30日、PCB廃棄物処理基本計画が改正され、改めてPCB廃棄物の早期処理に向けた取組みが整理

されました。2024年12月には、これまで助成の対象としてきた高濃度PCB廃棄物に低濃度PCB廃棄物加わり、処分期限までの適正処理を加速させています。私たちは引き続き環境省と環境大臣が指定する処理事業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) 及び公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と連携し対応を進めていきます。

(参考) 基金の管理状況

(単位: 百万円)

2023年度末残高	2024年度増減額	2024年度末残高
22,485	▲ 388	22,097



高圧トランス



高圧コンデンサ



JESCO 東京 PCB 処理事業所

# 最終処分場維持管理積立金管理業務

## ■ 業務概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者(以下「設置者」という。)は、埋立処分の終了後における維持管理を適切に行うための費用を、埋立処分の終了までの間、毎年度維持管理積立

金として積み立てることが義務づけられています。ERCAは、この積立金を預かり管理・運用して利息を支払い、埋立終了後に設置者が維持管理を行う際に積立金を払い渡しています。

## ■ 私たちが大切にしていること

最終処分場の稼働期間は10年を超えることが多く、新設が困難なことやリサイクル技術の向上に伴い廃棄物の最終処分量が減少していることから長期化の傾向にあります。さらに埋立終了後、維持管理期間として5～15年が

必要です。私たちは長い期間、確実に積立金を管理するため、設置者・許可権者等関係者との積極的な情報共有に努めています。

## ■ 成果・課題

### (1) 利息の払渡し

2023年度末に通知した1,145件のうち704件について、合計200,463千円を支払いました。

### (2) 利息の通知

2024年度運用利息額の通知を2025年3月末に行いました。

### (3) 積立て及び取戻し

最終処分場設置者からの2024年度の積立ては590件7,646百万円、払渡し50件1,884百万円で、積立金残高は1,367億円です。

※件数=最終処分場数

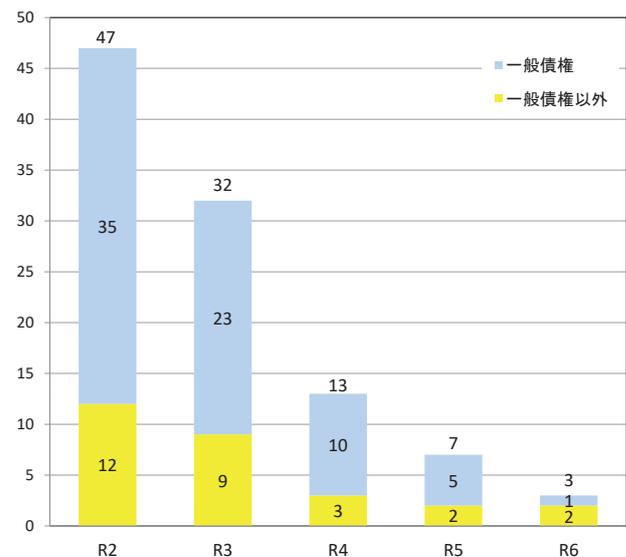
# 債権管理回収業務

## ■ 業務概要

ERCAの前身である旧公害防止事業団、旧環境事業団においては、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の産業公害を防止するため1965年から住工混在地域の解消を目的とした工場団地の建設、公園緑地の整備(建設譲渡事業)、産業廃棄物処理施設などの公害防止施設導入に対する事業者への貸し付け(貸付事業)などを実施しました。

ERCAではこれら建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。

債権残高の推移 (単位:億円)



## ■ 成果

債権残高は2023年度の7億円から2024年度は3億円となりました。



# 公害健康被害補償業務



## ■ 業務概要

1950年代から60年代、日本経済が急速な成長を遂げた一方で、工場等が排出するばい煙、汚水等が工場周辺の地域住民に大きな健康被害をもたらしました。このような状況下、1971年から1973年にかけて、いわゆる「四大公害裁判（新潟水俣病、四日市ぜん息、イタイタイ病、水俣病）」の判決が出され、企業側の責任について厳しい追及がありました。裁判による解決は因果関係の証明が難しく、長期化による患者救済の遅れ、企業に多額の賠償負担が生ずる課題がありました。こうした課題を背景に

民事責任を踏まえた損害補償制度として1974年に施行されたのが公害健康被害補償制度です。

ERCAでは、公害健康被害補償制度に基づき、公害健康被害者(被認定者)の補償給付等に必要な費用の8割を、硫黄酸化物を排出する工場等(事業者)から「汚染負荷量賦課金」等として徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の地方公共団体に納付する業務を行っています。

被認定者への補償給付の支給は、地方公共団体から行っています。

## ■ 私たちが大切にしていること

全国約2.6万人のぜん息等の被認定者に対して、確実な補償給付を実施していくことが私たちの責務であり、常にその方々を意識して丁寧かつ確実に業務を遂行しています。

公害がもたらした被害の理解を深めるため、私たちは現場に赴き、ステークホルダーから当時の苦労や現在に至るまでの歴史を学ぶための研修の場を設けています。

事業者に対しては、公害健康被害補償制度を安定的に

運用するため、本制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることにより、補償給付費等の財源を確実に確保し、必要に応じて実地調査を行うなど、制度の適正性・公平性を維持しています。

また、汚染負荷量賦課金申告・納付における利便性向上及び事務効率化のために、DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進に取り組んでおります。

## ■ 成果・課題

### (1) 徴収関連業務のICT化

公害健康被害補償業務の徴収関連業務について、約50年間日本商工会議所へ委託していましたが、2023年度に実施した「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づく民間競争入札の結果、2023年10月から2028年9月までの5年間、委託先が株式会社東京商工リサーチになりました。

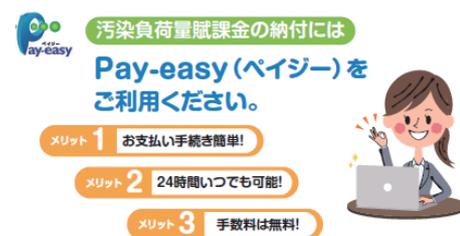
委託先の創意工夫によるICT(情報通信技術)の積極的活用等の結果、経費については前契約比44%(3.4億円)の削減となりました。

申告及び納付が的確に行われるよう、事業者アンケートの結果や社会情勢の変化に合わせ、委託先によるウェビナーでの申告・納付説明会を2回開催しました。

委託先変更後の初年度でしたが、これまで同様、2024年度においても補償等に必要な財源となる汚染負荷量賦課金を確実に確保することができました(申告率99.8%、申告額に対する収納率99.9%)。

### (2) 納付業務の利便性の向上

ERCAでは、オンライン申告の促進と電子納付のデジタル化を進めています。Webフォームに入力する方式のオンライン申告システムについては、1,156事業者にご利用いただきました。この結果、2023年度に約78%であったオンライン申告率は2024年度には約84%となりました。



また、業務効率化の一環として、チャットボット(チャット問合せ機能)やRPA(Robotic Process Automation)などのICTを活用し、事業者からの汚染



負荷量賦課金に関する問合せの対応や、定例的な事務作業の自動化に取り組むことにより、ステークホルダーに対する情報発信力の向上を図っております。

事業者から提出された申告・納付に関するアンケートについても、RPAツールを用いて集計を行いました。これにより、外注コストの削減に加え、事業者のアンケート内容をより早期に分析し、要望に対応することが可能となりました。

さらに、汚染負荷量賦課金はPay-easy（ペイジー）での電子納付が可能ですが、更なる普及が課題であることから、令和7年度より事業者へ送付する汚染賦課金納付書とPay-easy（ペイジー）に関するチラシをまとめることとしました。

引き続きデジタル化を加速させることで、事業者の利便性の向上を図ります。

### (3) 公害保健福祉事業の活性化

公害健康被害補償制度の安定的な運用のためには被認定者への補償給付等を行う地方公共団体に対する支援が不可欠であることから、地方公共団体の横の連携と情報共有の強化を図るため、機構のオンライン納付業務システム内において、各地方公共団体が補償給付及び福祉事業の優良事例等の情報共有を図りました。

### (4) 人材育成・能力開発

さらに、公害健康被害補償制度に対する職員の理解と説明責任を果たすための能力向上を目的に、四日市市と水俣市で研修会を実施しました。地方公共団体のみならず、被認定者や事業者と対話する機会を設け、環境行政の原点である公害行政とステークホルダーに対する理解を深めることができました。

### (5) 公健制度創設50周年事業

2024年は公害健康被害補償予防制度発足から50周年に当たるため、公害と制度の歩みを振り返るべく、予防事業部と共同で「公害健康被害補償予防制度50年のあゆみ」と題したスペシャルサイトをERCAホームページ内に公開しました。

また、VHSをデータ化し公害健康被害補償予防制度の紹介や大気汚染防止の普及啓発といった動画をYouTubeにアップロードした「デジタルアーカイブ」も同サイト内に公開しました。

今後もERCAはあゆみを止めず、関係地方公共団体と連携し、被認定者、事業者の皆様と向き合ってまいります。



スペシャルサイトトップページ



デジタルアーカイブ紹介ページ

## ■ 将来展望

硫黄分の少ない燃原料への転換等により、大気汚染の指標とされた硫黄酸化物の排出量は変化してきました。

このような状況の中で、被認定者の補償給付に必要な汚染負荷量賦課金を安定的に確保し、透明性のある持続可能な形で継続できるよう取り組む必要があります。

また、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、事業者の利便性向上に向けた取組や、地方公共団体が行う業務の

適正化・効率化を図るための施策を今後も継続していきます。

さらに、環境行政の不変の原点である公害について、ステークホルダーとの関係性を大切にしながら、現在の若者や未来の世代に継承していくことが大切であると考えています。





## 公害健康被害予防事業

公害健康被害補償予防制度 発足50周年記念号



環境再生保全機構 (ERCA) 理事長  
飯塚 智



元競泳選手、スポーツキャスター  
寺川 綾さん



すこやかライフ編集委員長  
田中 一正先生



すこやかライフ編集委員  
長瀬 洋之先生

Support Your Quality of Life  
ぜん息 & COPD のための生活情報誌  
慢性閉塞性肺疾患

No.59  
2025年

# すこやか ライフ

特集・記念座談会

## ぜん息治療と 予防事業のこれまでとこれから

### 業務概要

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、1988年度から実施しています。

予防事業は、大気汚染の影響による疾病が多発した旧指定地域41地域と、これに準ずる地域として定められた6地域からなる（一部市町の合併により現在は）46地域で実施しています。

事業実施に必要な経費は、事業者からの拠出金及び国からの出資金により造成された公害健康被害予防基金の運用益と、国からの「自立支援型公害健康被害予防事業補助金」

により賄っています。近年の市中金利の低下の影響を受けて、事業実施の原資となる運用益が減少していることから、更なる事業の重点化・効率化を図ることにより、適切に推進していくことが求められています。

予防事業は、ERCAが自ら行う「直轄事業」と、事業を実施する地方公共団体への「助成事業」からなっております。第5期中期目標期間では、地方公共団体が行う「健康相談」「健康診査」「機能訓練」のソフト3事業を中心に、ぜん息・COPD患者のためのICTを活用した自己管理支援や、COPDの重症化予防調査などの地域住民のぜん息等の発症予防や健康回復のための事業を実施しています。

### 私たちが大切にしていること

予防事業を着実に実施していくには、ERCAが核となり、地域住民、地方公共団体、医療従事者、NPO・NGOとを有機的につなげ、相互に連携を図っていくことが重要です。そのためには、予防事業の実施主体である地方公共団体と参加主体である地域住民の両面からのニーズ・課題を踏まえ、事業の転換を図るとともに、伴走支援により地方公共団体の取組を促進していくことが、ERCAの果たすべき大切な役割だと考えています。

また、継続的かつ安定的な予防事業の推進のためには、「人材の育成・活用」が不可欠です。このため、地方公共団体の事業担当者や、患者教育に従事する看護師・理学療法士等を対象とした研修を積極的に実施しています。研修を修了した受講者には「予防事業人材バンク」（以下「人材バンク」という。）に登録いただき、地方公共団体が実施する健康相談事業等の講師として活躍いただいています。



## ■ 成果・課題

ぜん息及びCOPDの患者に対しては薬物療法と非薬物療法の併用が効果的との最新の知見を踏まえ、「呼吸リハビリテーション」の普及を行いました。呼吸器疾患で生じる息切れや咳、たんなどのつらい症状を緩和し、毎日をすこやかに過ごすための治療法である呼吸リハビリテーションを多くの方に知ってもらうために各種の取組を実施しております。

具体的には、チラシやポスターを作成し、予防事業対象地域の地方公共団体、患者団体、医療機関、薬局等に約2万部を配布しました。同チラシの内容を新聞広告に掲載したところ、大きな反響があり、呼吸リハビリテーションに関心を寄せ資料の提供を希望する連絡が1000件以上ありました。

また、地方公共団体の予防事業担当者を対象とした実務者連絡会議において、呼吸リハビリテーションの専門家による講演と、横浜市事業担当者による呼吸リハビリテーション事業実施にいたる経緯や成果の事例紹介を初めて行うなど、呼吸リハビリテーションの有用性について周知を行いました。これにより地方公共団体による「呼吸ケア・リハビリテーション講座」「呼吸筋ストレッチ体操教室」をはじめとする呼吸リハビリテーションに係る事業実施の促進及び質の向上を図りました。(参加人数2,240人)。

さらに、今年度新たに、患者のニーズを踏まえ、自宅で簡便に行える呼吸リハビリテーションプログラムの構築やデジタル技術を活用した自己管理支援のツールの開発に係る調査研究も開始しました。

加えて、複数の患者団体との協働により、呼吸筋ストレッチ体操や小児や炎症度の強いぜん息患者でも呼吸機能の自己管理に活用しやすいとされる一酸化窒素ガス分析装置を用いた呼気中一酸化窒素濃度 (FeNO) 測定を体験するイベントを開催しました。このような体験会については、地方公共団体の事業担当者に紹介し、同様の協働事業が実施されるよう働きかけを行いました。

人材育成のために実施している地方公共団体の事業担当



患者団体と協働で実施したFeNO測定体験会

者や看護師・理学療法士を対象とした研修については、クラウド型の学習管理システムの導入により、受講管理の効率化や定員枠の撤廃を図り、受講環境を向上させました。また、学会と連携し、「3学会合同呼吸療法認定士」、「呼吸ケア指導士」及び「小児アレルギーエデュケーター」の資格取得に必要な単位としての認定を受けたことにより、研修修了者の活躍の幅が大きく広がることとなりました。

このほか、令和6年は公害健康被害補償予防制度発足50周年であることから、ぜん息&COPDのための生活情報誌「すこやかライフ」において、「ぜん息治療と予防事業のこれまでとこれから」をテーマに、ERCA理事長、ぜん息・COPDの専門医2名、元競泳選手、スポーツキャスターの寺川綾さんの4名で「すこやかライフ特集座談会」を実施し、特集コンテンツとして掲載しました。すこやかライフWEB版では、時季に応じた情報発信を行っています。



呼吸リハビリテーション普及啓発ポスター

## ■ 将来展望

呼吸リハビリテーションの普及及び専門家の育成を進めるとともに、医療サービスに係る調査研究や研修等にはデジタル技術を引き続き積極的に活用するなど、予防事業の質の向上を図ります。

また、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図るとともに、医療従事者・NPO等のステークホルダーと協働した事業に対する支援を行い、助成事業の効果を高めてまいります。



## 石綿健康被害救済業務



### ■ 業務概要

石綿（アスベスト）は、かつては「奇跡の鉱物」などと言われて重宝され、長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広くかつ大量に使用されてきました。しかし、石綿による健康被害は、長い期間を経て重篤な病状を発症することから、現在は石綿の使用等は禁止されていますが、2005年には石綿による健康被害が大きな社会問題となりました。

石綿による健康被害は長期にわたる潜伏期間があり因果関係の特定が難しく現状では回復が困難であるという特殊性に鑑み、石綿による健康被害者であって労災補償等の対象とならない方を迅速かつ安定的に救済するため、2006年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿健康被害救済制度が創設されました。

本制度に関してERCAが行う業務の柱として、①石綿による指定疾病である（あった）ことの認定業務、②被認定

者等に対する救済給付の支給業務、③石綿による健康不安の方、申請者やご遺族等からの相談への対応、④一般の方や医師・医療機関等に対する制度周知などを行っています。指定疾病は、中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚です。

なお、2022年6月に「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、日本国内で石綿を吸入することにより指定疾病にかかりお亡くなりになった方のご遺族に対する特別遺族弔慰金等の請求期限が10年間延長されています。

また、労災保険制度に加え、2022年1月に施行された厚生労働省所管の「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく建設アスベスト給付金制度との連携も行っています。

### ■ 私たちが大切にしていること

石綿による疾病については、残念ながら予後があまりよくありません。このようなことから、1日でも早く患者の方が認定され療養していただけるよう、あるいはご遺族の方々께서少しでも早く救済給付を受けられるように、療養者やご遺族の立場に立って、丁寧に、迅速かつ正確に業務を

遂行することを常に念頭に置いています。

救済業務においては、一般の方あるいは現在療養中の方などが、石綿疾患や健康不安、救済制度などについて気軽に相談をできるように、機構や全国の保健所等での相談窓口対応に加え「石綿救済相談ダイヤル」を設置してお



り、毎年数多くのお問合せをいただいております。

石綿による健康被害は、発症までの潜伏期間が非常に長期であることから過去にどこで石綿にばく露したのか分からない、あるいは石綿による疾病についてよく知らないなど、様々な不安な気持ちを抱えてERCAに相談される方もいらっしゃいます。そのため、ご相談された方に少しでも不安を解消していただけるよう、親身に対応することを心掛けています。

## ■ 成果・課題

2006年の制度発足以降、これまでに約27,000件の申請・請求を受け付け、約20,000件の認定を行ってきました。2024年度は1,337件を受け付け、1,189件の認定を行うことができました。

こうした背景には、地方公共団体、保健所、医師・医療機関等のご協力がありましたことを、ここにあらためて感謝を申し上げます。

2024年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて審査に時間を要していたものと、新たに受け付けた申請・請求の審査を並行して進めました。

コロナ前より延長した認定等までに要する日数の短縮に取り組むとともに、引き続き申請・請求された方には定期的に審査の進捗状況を丁寧にお知らせするなど、少しでも安心していただけるよう心掛けました。

救済制度における申請・請求数は今後も増えると予想されていることに加え、建設アスベスト給付金制度により、

また、過去に石綿を扱う職業に就かれていた方は、労災保険制度や建設アスベスト給付金制度の対象となる可能性があるため、他制度へのご案内を含めた幅広い対応を行っています。

なお、1人でも多くの方に石綿健康被害救済制度を知っていただくことが非常に重要と考えており、効果的な制度周知の検討を日ごろから行っています。

これまで以上に対応業務が広範囲かつ複雑化していることから、他制度と連携し、いかに業務を円滑に進めるかが重要となります。

〈救済制度の申請受付状況〉 2025年3月31日現在

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん	計
療養者	13,300	3,776	595	686	18,664
ご遺族	6,158	1,596	240	137	8,275
計	19,458	5,372	835	823	26,939

計にはその他451件含む

〈救済制度の認定状況〉 2025年3月31日現在

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん	計
療養者	11,582	2,400	43	243	14,268
ご遺族	5,323	677	49	53	6,102
計	16,905	3,077	92	296	20,370

## ■ 将来展望

今後の申請・請求数の増加や他制度との連携も踏まえ、石綿による健康被害を受けられた患者様が1日でも早く認定され医療サービスを受けられるよう、また、ご遺族の方が少しでも早く救済給付を受けられるよう、ERCAでは引き続き全力で石綿健康被害救済業務を行っていきます。

また、2024年度は新聞紙をモチーフにした新たな広報素材を製作して、テレビCMや新聞、雑誌、ラジオ、ポスター・チラシなど各種メディアを組み合わせ制度周知を行ったところ大きな反響がありました。

2025年度につきましても、より一層制度の認知が広がるよう、広報活動に取り組んでまいります。

電話  
無料

# 石綿救済相談ダイヤル

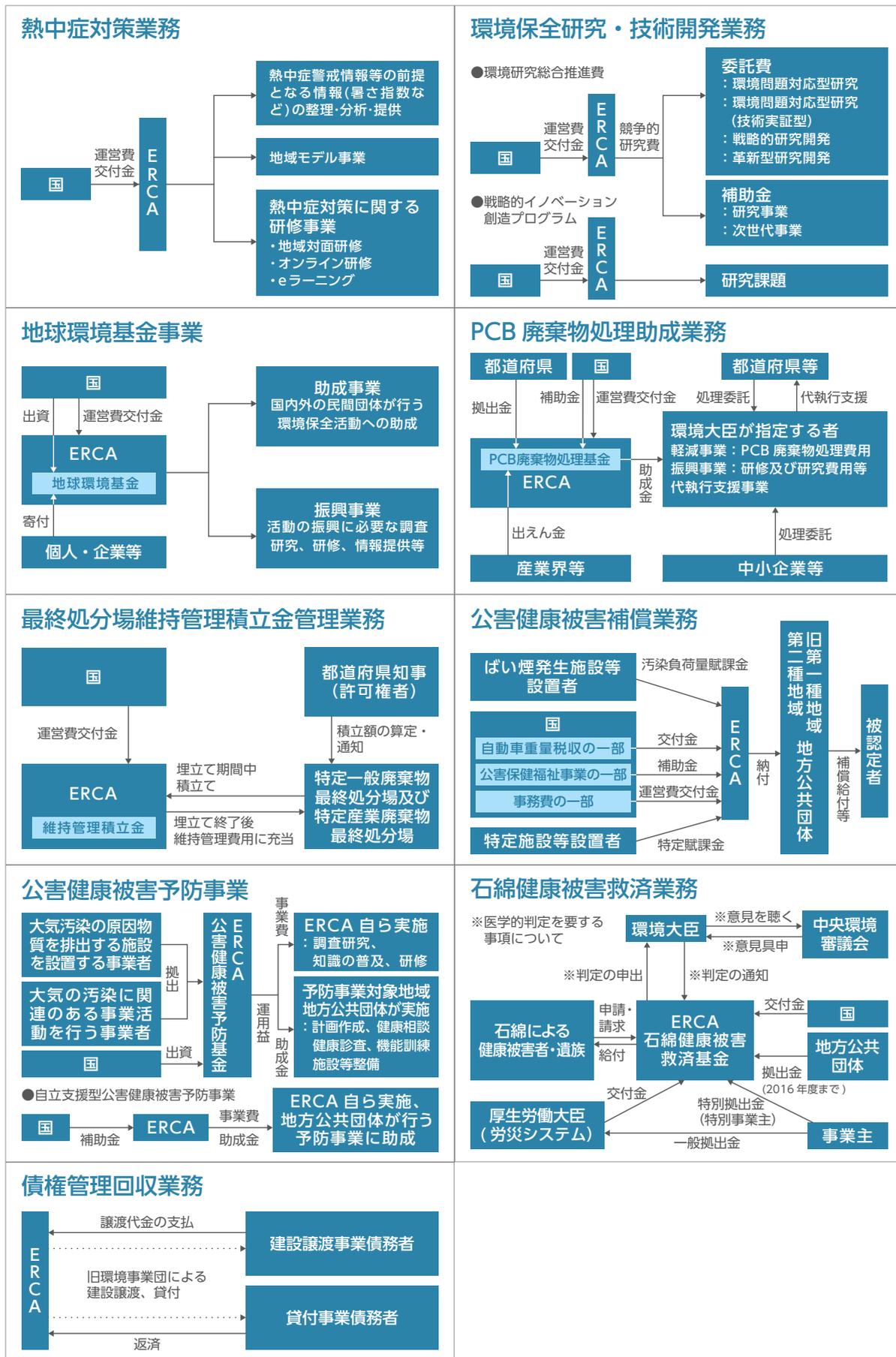
さあはやく きゅうさい

## 0120-389-931





# 事業スキーム



## 2024年度の業務実績のポイント

### ■ 主な実績等

業務	2024年度の主な実績等	SDGsとの関係
熱中症対策業務	熱中症警戒情報運用期間外の暑さ指数に関する情報を環境省に提供 クーリングシェルター情報をwebサイトにおいて公開 先進的な熱中症対策に取り組む9自治体のモデル事業の支援	
環境保全研究・技術開発業務	2025年度新規課題450件応募(第4期比+131件) 研究成果の社会実装、国際展開に向けた事業の推進 SIP業務では内閣府のガバニングボードによる評価において14課題中唯一のS評価を獲得	
地球環境基金事業	社会課題解決に向けた助成メニューの創設、活動基盤強化への支援 地球環境基金の助成終了後1年以上経過した活動の実質的活動継続率98.2% 全国ユース環境活動発表大会の開催(参加者666人(第4期比+195人))	
PCB廃棄物処理助成業務	中小企業等が保管するPCB廃棄物の処理費用に係る助成金の交付(約2億円)等を適正に実施 低濃度PCB廃棄物処理及びPCB除去・解体工事に関する知見収集に関する助成を追加	
最終処分場維持管理積立金管理業務	最終処分場設置者による維持管理積立金の積み立て、取戻し、利息の払渡しに適正に対応	
公害健康被害補償業務	汚染負荷量賦課金の納付義務者からの申告率99.8%、収納率(対申告額)99.9%という高い水準を維持 電子申告・納付の推奨 公健制度50周年事業実施	
公害健康被害予防事業	治療・リハビリ支援アプリ、呼吸リハビリテーションに係る調査研究の推進(7課題中3課題、採択割合43%) 事業従事者向け研修(受講者2,082人(第4期比+1,259人))、優良事例の横展開等による助成事業の充実 患者団体等と今後の協働等に向けた意見交換の実施	
石綿健康被害救済業務	窓口・電話相談6,011件及び申請・請求1,337件を受付 申請から認定等決定までの処理期間111日(第4期平均比▲53日) 石綿健康被害者の医療の受けやすさに関する満足度82%	
債権管理回収業務	債権残高を前年度比4億円圧縮	

### ■ 「人づくり」の取組

#### 事業対象者等の支援・育成

- ・ 地方公共団体の予防事業担当者、看護師、理学療法士対象の研修の実施
- ・ パッケージ支援における予防事業人材バンク登録者の活用
- ・ 環境NGO・NPOの若手プロジェクトリーダー育成支援
- ・ 全国ユース環境活動発表大会(高校生の環境活動支援)
- ・ 臨床検査技師対象の中皮腫細胞診実習研修会の実施
- ・ 環境研究総合推進費における若手研究者の育成・支援
- ・ 地方公共団体職員対象の熱中症対策研修の実施

#### 事業を担う職員の育成

- ・ 生物多様性増進業務の開始に向けた他法人への職員派遣による実務の習得
- ・ 「人材の確保・育成に関する方針」を策定
- ・ 人事評価制度の見直し
- ・ 「第5期研修計画」を策定の上、職制別研修を実施



## 2024年度の業務実績とその自己評価

項目	2024年度 自己評価	行政コスト (百万円)
<b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>		
<b>1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～</b>		
(1) 気候変動の影響への適応策の推進	A	269
①熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供	S	
②地域における熱中症対策の支援	A	
(2) 環境問題に関する調査・研究・技術開発	S	7,132
①サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進	S	
②環境研究総合推進費による研究推進	S	
(3) 環境パートナーシップの形成	S	1,102
①民間環境保全活動の形成	S	
②民間環境保全活動の振興等	A	
(4) 産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等	B	466
①ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成	A	
②維持管理積立金の管理	B	
<b>2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～</b>		
(1) 公害健康被害の補償	S	30,537
(2) 公害健康被害の予防	S	761
(3) 石綿による健康被害の救済	A	6,142
<b>II 業務運営の効率化に関する事項</b>		
(1) 経費の効率化	A	
(2) 調達の合理化	A	
(3) 給与水準等の適正化	B	
(4) 情報システムの整備及び管理	A	
<b>III 財務内容の改善に関する事項</b>		
(1) 財務運営の適正化	B	167
(2) 基金の運用等	A	
<b>IV その他業務運営に関する重要事項</b>		
(1) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	A	
(2) 内部統制の強化	B	
(3) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等	B	
<b>合計</b>		<b>46,991</b>

詳細は業務実績報告書 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください

### ■ 第4期中期計画期間の主務大臣評価の状況

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	総合評価
評定	B	A	A	A	A

〈評定区分〉

- S：目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている
- A：所期の目標を上回る成果が得られている
- B：所期の目標を達成している
- C：所期の目標を下回っており、改善を要する
- D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する



## 予算と決算との対比

区分	予算額	決算額	主な差額理由
収入			
運営費交付金	8,555	8,918	
国庫補助金	243	234	
その他の政府交付金	10,830	10,825	
業務収入	24,037	24,243	
受託収入	-	127	
運用収入	819	920	
その他収入	98	576	他の法令による救済調整に伴う石綿健康被害救済給付の返還金の発生による増等
<b>計</b>	<b>44,582</b>	<b>45,844</b>	
支出			
業務経費	50,198	45,369	
公害健康被害補償予防業務経費	35,321	30,955	公害健康被害者の認定患者数の減少に伴う地方公共団体への納付金の減等
うち人件費	324	267	業務の効率化による経費の縮減
石綿健康被害救済業務経費	5,987	5,736	石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったことによる減等
うち人件費	312	272	業務の効率化による経費の縮減
環境保全研究・技術開発業務経費	6,699	6,922	
うち人件費	205	185	業務の効率化による経費の縮減
基金業務経費	2,039	1,670	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込みを下回ったことによる減等
うち人件費	245	206	業務の効率化による経費の縮減
承継業務経費	153	86	仮差押保証金等が見込みを下回ったことによる減
うち人件費	87	60	業務の効率化による経費の縮減
受託経費	-	110	
一般管理費	1,444	1,343	
うち人件費	600	532	業務の効率化による経費の縮減
<b>計</b>	<b>51,642</b>	<b>46,821</b>	

詳細は、決算報告書 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3>) をご覧ください



## 簡潔に要約された財務諸表

### 1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金 <sup>※1</sup>	104,221	運営費交付金債務	66
有価証券	69,800	引当金	145
割賦譲渡元金	96	その他	2,797
その他	1,286	固定負債	
固定資産		資産見返負債	429
有形固定資産	401	石綿健康被害救済基金預り金	73,938
投資有価証券	134,155	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	22,097
破産更生債権等	59	預り維持管理積立金	136,726
その他	969	引当金	819
		その他	123
		法令に基づく引当金等	
		納付財源引当金	12,251
		<b>負債合計</b>	<b>249,392</b>
		(純資産の部) <sup>※2</sup>	
		資本金(政府出資金)	15,955
		資本剰余金	43,666
		利益剰余金	1,975
		<b>純資産合計</b>	<b>61,596</b>
<b>資産合計</b>	<b>310,988</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>310,988</b>

### 2. 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科目	金額
損益計算書上の費用	46,991
経常費用 <sup>※3</sup>	46,971
臨時損失 <sup>※4</sup>	20
その他行政コスト <sup>※5</sup>	—
<b>行政コスト合計</b>	<b>46,991</b>



### 3. 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用 <sup>*3</sup>	46,971
業務費	45,908
一般管理費	1,062
財務費用	1
経常収益	46,890
運営費交付金収益等	21,449
自己収入等	25,440
臨時損失 <sup>*4</sup>	20
臨時利益	825
前中期目標期間繰越積立金取崩額	100
当期総利益 <sup>*6</sup>	823

### 4. 純資産変動計算書

(単位：百万円)

科目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	15,955	43,661	14,509	74,124
当期変動額	—	5	△12,534	△12,529
その他行政コスト <sup>*5</sup>	—	—	—	—
当期総利益 <sup>*6</sup>	—	—	823	823
その他	—	5	△13,357	△13,352
当期末残高 <sup>*2</sup>	15,955	43,666	1,975	61,596

### 5. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△8,542
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	△66
資金増加額 (△資金減少額)	△20,867
資金期首残高	31,589
資金期末残高 <sup>*7</sup>	10,721

### (参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

科目	金額
資金期末残高 <sup>*7</sup>	10,721
定期預金	93,500
現金及び預金 <sup>*1</sup>	104,221

1～7の表中の※印は、それぞれの関連項目を示します。

詳細は、財務諸表 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3>) をご覧ください。



## 財務状態及び運営状況の理事長による説明情報

### 1. 貸借対照表

2024年度の資産は、3,110億円となっておりその大半は現金・預金や投資有価証券などの金融資産です。負債は2,494億円となっていますが、その大半は、各業務を行うために必要な基金預り金や積立金であり、将来の行政サービスに充てるものとして負債に計上しております。

また、純資産は616億円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金437億円を有していますが、これは公害健康被害予防基金等の造成のために民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

### 2. 行政コスト計算書

行政コストは470億円となっていますが、ERCAは国から交付された財源にて取得した資産の減少であるその他行政コストを計上していないため、損益計算書の費用と一致しています。

### 3. 損益計算書

経常費用は470億円、経常収益は469億円であり、当期総利益は8億円となっています。

経常費用の主なものは、公害健康被害補償業務費(304億円)、石綿健康被害救済業務費(59億円)、環境保全研究・技術開発業務費(70億円)であり、費用相当の財源として、公害健康被害補償業務については納付義務者からの賦課金収入及び国からの補助金等、石綿健康被害救済業務費については基金預り金、環境保全研究・技術開発業務費については運営費交付金を収益として計上しています。

当期総利益の主な要因は、承継勘定における建設譲渡事業にかかる割賦譲渡債権等の回収において、割賦譲渡利息収入や遅延損害金等の雑益等により利益が発生したことによるものです。

### 4. 純資産変動計算書

当期変動額について、資本剰余金が5百万円増加していますが、これは基金勘定において民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

また、利益剰余金については125億円減少していますが、主な要因は、中期計画の終了に伴い、133億円国庫納付したことによるものです。

### 5. キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローについては、国庫納付金の支払により133億円の減少、維持管理積立金が76億円増加したこと等により85億円の資金減少となっています。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、定期預金の預入れが多かったこと等により、123億円の資金減少となっています。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、リース料の支払い等をしたことから、0.7億円の資金減少となっています。

この結果、期首残高316億円から209億円の資金減少となり、2024年度の期末残高は107億円となりました。



## 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
資産	316,389	314,505	316,632	319,695	310,988
負債	245,315	242,055	243,124	245,571	249,392
純資産	71,074	72,450	73,508	74,124	61,596
行政コスト	53,236	55,982	50,325	48,123	46,991
経常費用	51,911	55,186	49,650	47,009	46,971
経常収益	54,705	57,340	51,374	47,288	46,890
当期総利益	1,479	1,375	1,053	611	823

## (参考) 2025事業年度の予算、収支計画、資金計画

### 1. 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	9,202
国庫補助金	245
その他の政府交付金	10,707
業務収入	23,601
運用収入	1,219
その他収入	380
計	45,354
支出	
業務経費	60,565
公害健康被害補償予防業務経費	34,501
うち人件費	342
石綿健康被害救済業務経費	6,539
うち人件費	359
環境保全研究・技術開発業務経費	7,071
うち人件費	230
基金業務経費	12,318
うち人件費	402
承継業務経費	136
うち人件費	77
一般管理費	1,221
うち人件費	583
予備費	40
計	61,826

詳細は、年度計画 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。



## 2. 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	62,037
経常費用	62,037
公害健康被害補償予防業務経費	34,512
石綿健康被害救済業務経費	6,555
環境保全研究・技術開発業務経費	7,081
基金業務経費	12,350
承継業務経費	110
一般管理費	1,228
減価償却費	199
財務費用	2
収益の部	61,872
経常収益	61,872
運営費交付金収益	9,090
国庫補助金収益	245
その他の政府交付金収益	7,072
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	5,741
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	10,427
業務収入	27,610
運用収入	1,221
その他の収益	385
財務収益	81
純利益 (△純損失)	△ 165
前中期目標期間繰越積立金取崩額	197
総利益 (△純損失)	32

## 3. 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,552
業務活動による支出	△ 60,396
業務活動による収入	51,844
運営費交付金収入	9,202
国庫補助金収入	245
その他の政府交付金収入	10,707
業務収入	23,601
運用収入	1,568
その他の収入	6,521
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,777
投資活動による支出	△ 166,023
投資活動による収入	180,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14
財務活動による支出	△ 19
財務活動による収入	5
資金増加額 (△資金減少額)	6,211
資金期首残高	30,333
資金期末残高	36,544



## (参考) 要約した財務諸表の科目の説明

<b>貸借対照表</b>	
現金及び預金	現金、預金の残高
有価証券	一年以内に満期の到来する譲渡性預金及び満期保有目的の債券
割賦譲渡元金	建設譲渡事業の割賦代金の債権残高
その他(流動資産)	補償給付の精算にかかる未収金等
有形固定資産	建物附属設備等で長期にわたり使用する有形の固定資産
投資有価証券	満期保有目的で保有する投資有価証券
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権等
その他(固定資産)	入居するビルに対する敷金、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等
運営費交付金債務	国から交付された運営費交付金のうち翌事業年度以降に収益化を予定している債務残高
引当金(流動負債)	将来の特定の費用又は損失の当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
その他(流動負債)	地方公共団体に対する未払金等
資産見返負債	運営費交付金等を財源として取得した償却資産にかかる帳簿価額相当額
石綿健康被害救済基金預り金	石綿健康被害者の救済給付に充てるため、機構法第16条の2に基づく基金
ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理基金預り金	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の助成に充てるため機構法第16条に基づく基金
預り維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場を埋立終了後適正に維持管理するのに必要な費用として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5に基づき処分場設置者から積み立てられる積立金
引当金(固定負債)	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金が該当
その他(固定負債)	前払年金費用相当額及び支払期間が1年を超える長期リース債務残高等
納付財源引当金	公害健康被害者の補償給付に充てるため、環境再生保全機構に関する省令第13条に基づく納付財源引当金(独法会計基準第92)
資本金(政府出資金)	国からの出資金であり、当機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	機構法第14条に基づく公害健康被害予防基金に充てるために大気汚染排出施設設置者等からの拠出及び機構法第15条に基づく地球環境基金に充てるための民間からの出えん金等
利益剰余金	当機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額
<b>行政コスト計算書</b>	
損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した純資産の減少に対応する独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
<b>損益計算書</b>	
業務費	当機構の業務に要した費用、公害健康被害者にかかる補償給付、石綿健康被害者に対する救済給付等の経費
一般管理費	当機構の運営に要した費用、入居するビルに対する賃借料等の経費
財務費用	利息の支払等
運営費交付金収益等	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識したものの、国・地方公共団体等からの補助金等
自己収入等	公害健康被害者に対する補償給付等に充てるため、ばい煙発生施設等設置者から徴収した収益、基金の運用による利息収入等
臨時損失	投資有価証券売却損等
臨時利益	法令に基づく引当金等の戻入等
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	前中期目標期間の最後の事業年度の利益処分により、現中期目標期間に繰り越すこととされた積立金のうち、当期に取り崩した額
<b>純資産変動計算書</b>	
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
その他	民間等出えん金の受入、国庫納付金の支払額、前中期目標期間繰越積立金取崩額
<b>キャッシュ・フロー計算書</b>	
業務活動による キャッシュ・フロー	通常業務の実施にかかる資金の状態を表し、補償給付費等に充てるための収入・支出、人件費支出等
投資活動による キャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、有価証券の取得・売却による収入・支出等
財務活動による キャッシュ・フロー	リースにかかる債務の支払等



# 組織概要

(2025年3月31日現在)

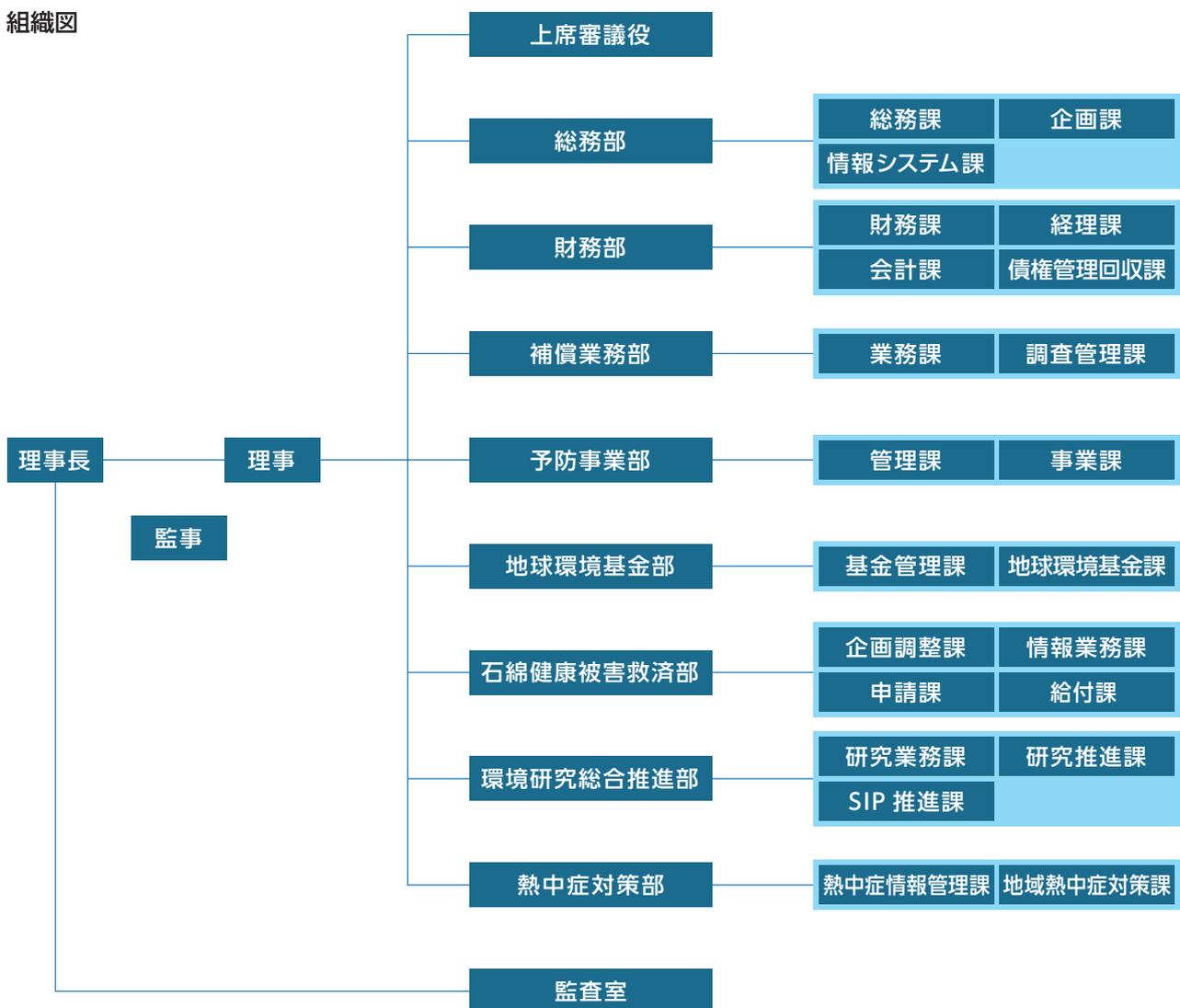
## 設立にかかる根拠法

独立行政法人環境再生保全機構法

## 主務大臣

	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務	環境大臣
2	民間団体による環境保全活動の支援業務及びこれらに附帯する業務	農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣
3	2の業務以外の業務	環境大臣
4	機構法の附則に掲げる債権の管理・回収等の業務	環境大臣

## 組織図



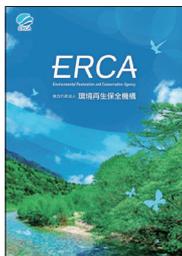
## 事務所所在地

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番ミュージアム川崎セントラルタワー 8F,9F



# その他公表資料との関係の説明

## パンフレット・定期刊行物



**業務案内  
パンフレット**  
ERCA 業務内容  
の紹介



**熱中症対策業務の  
ご案内**  
熱中症対策業務の詳  
細、これまでの取組  
等の紹介



**環境研究総合推進費  
パンフレット**  
環境研究総合推進費  
の研究領域、課題事  
例、公募等の紹介



**地球環境基金便り**  
地球環境基金の活動  
報告、寄付者情報、  
その他お知らせ



**情報誌全国ユース  
環境ネットワーク**  
全国ユース環境活動  
発表大会や協賛企業  
の環境への取組等の  
紹介



**予防事業だより**  
公害健康被害予防事  
業の関係者の方々に  
対する予防事業の実  
施状況の報告



**すこやかライフ**  
ぜん息とCOPDのた  
めの生活情報誌



**石綿(アスベスト)  
健康被害救済給付の  
しくみ**  
救済制度の手続きや  
給付の内容の紹介



**石綿と健康被害  
(パンフレット)**  
石綿の特徴や関連疾  
患等について詳しく  
解説

## ウェブサイト・ソーシャルメディア



**ERCA ホームページ**  
<https://www.erca.go.jp>



**ERCA20周年特設サイト**  
<https://www.erca.go.jp/erca/20th/index.html>



**YouTube 公式動画チャンネル**  
<https://www.youtube.com/user/ercachannel>

X (旧 Twitter)



**予防事業**  
@ERCA\_yobou



**地球環境基金**  
@ERCA\_kikin



**環境研究総合推進費**  
@ERCA\_suishinhi

Facebook



**環境再生保全機構**  
@ERCA.jp



**地球環境基金**  
@JFGE.erca.jp

Instagram



**地球環境基金**  
erca\_kikin



